

平成25年11月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成25年12月16日（月）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 徳島県耐震改修促進計画の改定とこれに伴うパブリックコメントの実施について（資料①）
- 阿南安芸自動車道「海部道路」について

中内県土整備部長

県土整備部より2点、御報告させていただきます。

まず1点目は、徳島県耐震改修促進計画の改定とこれに伴うパブリックコメントの実施についてでございます。お手元の資料（その1）を御覧ください。

まず、1の改定の理由でございます。現計画が策定後6年を経過したことにより、耐震化の状況変化を反映させるため、また耐震改修促進法の改正、施行に伴い、耐震診断が義務付けとなる建築物に関する事項を計画に追加するため、改定するものでございます。

次に、2の改定の概要についてであります。（1）の住宅、特定建築物の棟数・耐震化率につきましては、表1のとおり改定いたします。（2）の耐震化率の目標につきましては、震災による死者ゼロを実現するため、表2のとおり耐震化率の目標を100パーセントに改定いたします。裏面を御覧ください。（3）は耐震診断が義務付けとなります建築物についてでございます。①の要緊急安全確認大規模建築物は特定建築物のうち大規模なものが対象となり、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられます。②の要安全確認計画記載建築物につきましては、県が定める道路の沿道にあって、倒壊した場合に道路の2分の1を塞ぐおそれのある建築物が対象となり、同じく耐震診断の実施と結果報告が義務付けられます。県が定める道路につきましては、第一次緊急輸送道路のうち表3に掲げました特に重要な5路線としております。（4）の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策及び（5）の建築物の安全性向上に関する啓発・普及策につきましては、記載事項等について内容の見直しを行います。

続いて、3の今後のスケジュールについてでございます。パブリックコメントを明日から30日間実施し、県民の皆様の声をお聞きし、併せて市町村、関係団体からも意見を伺っ

た上で計画案を作成し、2月定例会で御論議いただいた後、3月に公表いたしたいと考えております。今後とも安全安心・実感とくしまの実現に向け、建築物の耐震化にしっかりと取り組んでまいります。

2点目は、阿南安芸自動車道「海部道路」についてでございます。配付資料はございませんが、阿南安芸自動車道のうち唯一残された海部道路につきましては、国土交通省により調査が進められている牟岐町から高知県東洋町までの間におきまして、去る12月11日に学識経験者など第三者からの意見を聴くための社会資本整備審議会道路分科会第1回四国地方小委員会が開催され、計画段階評価の手續に着手したところでございます。今後、県といたしましては計画段階評価が円滑に実施されるよう国に積極的に協力いたしますとともに、早期事業化に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

私のほうからは、前回の定例会の委員会で聞いたほうがよかったんだろうと思うんですけど、いろいろお聞きしたいこととか順番とかいうのがありまして、前回の委員会でお聞きができなかったもので、今回のこの委員会でお聞きをしたいと思います。

前回、私は本会議の質問で鉄道高架事業についてお聞きをしました。質問を聞いていただいておりますので、大体質問の趣旨はお分かりだと思っておりますけれども、まず私の趣旨としては、防災・減災に資するための高架事業にするというようなことで、少し変更するというお話で今まで来ておりまして、その変更をするということになると、かなりいろんなものが違ってくるのではなかろうかというふうに思って質問をさせていただきました。

一つは、防災・減災に資するということは、どこをどういうふうに変えるのかということで、去年の県土整備とか防災とかの委員会では質問されて、議論のやりとりを聞かれているんだろうと思うんですが、私は今回ここが初めてでございますして、その点まだちょっと余りよく分かっておりませんので、防災・減災に資するための鉄道高架事業というのは、何がどうしたから防災・減災に資するということで、それに関する鉄道高架事業になるのか。それが一つですよね。

それからもう一つは、これ本会議でも言いましたけれども、私が初当選した時からずっとこれをやりますやりますと言って、なかなか前に進んでこなかったというイメージがあるんですよね。その間、操車場を2階建てにするとか、車両基地がなかなか決まりませんとって最初に予定していた地域から違う所に変えたとか、様々なことが紆余曲折して長い間かかっているというような私はイメージがあるんですね。今回、防災・減災に資するということを行うのであれば、更にもっと時間がかかりますよということはありません。

防災・減災、南海トラフ地震の対策で鉄道高架をやるんですよと言うのであれば、より早くしなければいけないという思いになるんですよね。そういうことで、26年度中に都市計画決定をするという目標でございますけれども、この点は大丈夫なのかということで、本会議でお尋ねしたことでございます。

さきの質問といたしますか、防災・減災に資する鉄道高架事業というのは何がどう違うのか、本当に防災・減災に役に立つ鉄道高架の事業、高架鉄道になるのかということをごんごんに長々と言わなくても結構ですから、ポイントだけ押さえてちょっと教えていただきたいと思います。

九十九都市計画課長

徳島市内の鉄道高架事業につきましては都市交通の円滑化であるとか、まちづくりの一体化ということはもとより、南海トラフの巨大地震に対する防災機能の強化にもつながるものと思っております。特に鉄道高架の沿線地域は、平成24年10月末の津波浸水想定におきまして、沿線が広範にわたって浸水するということが分かりまして、中でも新町川以南につきましては浸水深が2メートルから3メートルと大変厳しい状況であるというようなことが分かりました。それで、これらの鉄道高架事業を活用しまして、これら避難場所が少ない浸水地域での高架施設を活用しました一時避難場所や避難路、救援路の確保など、防災・減災対策として大変有効なものと思っております。

例えば、阿波富田駅ですとか二軒屋駅、新町川より南には二つの高架駅ができるわけでございますけれども、現時点での概略的な数値ではございますけれども、二つのホームの面積というのは合計で1,000平米程度でございます。1,000平米程度の高架のホームができるわけでございますので、津波の場合の一時避難場所として十分な役割を果たせるものではないかなというふうに思っております。

それから、その駅にはこれから管理者との協議などもする必要がございますけれども、例えば情報提供設備ですとか、非常用電源設備ですとか、防災用のトイレとか、そういうような災害発生時に備えた施設活用というようなことも検討してまいりたいと思っておりますし、高架の下、津波がかぶらない範囲、中層階についても備蓄倉庫ですとか防火水槽なんかを設けられる可能性もあるものと思っております。防災的な対策としていろいろ方策を講じていけるものというふうに考えております。

大西委員

今のお答えということでは、阿波富田駅と二軒屋駅の高架化で、ホーム等で1,000平米の一時避難場所ができるとか、防災施設にできるとか、高架下の中階というか中の空間で備蓄倉庫ができるとか、こういうようなことを言われました。それで、1回記事にも出たんですけれども、何かはつきりしてないんですかね。1区、2区に分けたんですよね。徳島駅寄りのほうは、新町川を境にして1区と言うのか、どちらが1区か分かりませんが、新町川から徳島駅側は後でやる、新町川から南側は先にやるということなんですけども、

その線引きというのは何かはっきりしないというようなことで、どうなんだみたいな質問があったように思いますけど、過去に。これはちゃんとした 1 区と 2 区の境というか、ここからが 1 区で、ここからが 2 区ですと、ここが境ですということをはっきりしているんですか。

九十九都市計画課長

私ども 1 期と 2 期というふうに呼ばせていただいておりますけれども、1 期といいますのは、先行して実施をしようとしております新町川から南の冷田川の北側までの区間約 2.4 キロほどの区間を 1 期と呼ばせていただいております。それから、新町川より北側の現在の徳島駅部の所を 2 期と呼ばせていただいております。1 期、2 期と申しますのは、車両基地を徳島市南部の牟岐線沿線沿いに移転するというようなことから、施工の手順としても 1 期の部分、新町川から冷田川の部分を先行する必要があるという手順がございます。

それと、先ほど申し上げましたように、新町川の南については南海トラフの巨大地震において浸水の深さも徳島駅部よりは浸水深が深いというようなことで、避難場所の設置であるとか、そういうことも急がれるというようなことで、1 期の部分を先行して実施したいというようなことでございます。そういう先行施工案というものが平成 23 年の 11 月に J R 四国とはおおむね合意していたものでございますけれども、実は昨年 9 月の県議会の御論議などを経まして、新町川より南からを 1 期と申し上げておったわけですが、新町川の周辺の高架化、例えば新町川のすぐ南には県道の宮倉徳島線のアンダーパスという、地面のレベルより下がっているアンダーパスがございます。そういう所が浸水で漬かるおそれもあるというようなこと、それから新町川の北岸、南岸にはそれぞれ市道がございます。桁下高を制限している市道がございます。そういうものに対する防災車両の通行が今は制限されているような状況でございますので、その辺の新町川周辺の高架化の検討をするということ、24 年の 9 月からですけれども、そういうふうに検討しております。今はその検討のほうを続けております。

大まかには新町川から冷田川を 1 期とお考えいただいて、それより北の徳島駅部、新町川より北側の部分を 2 期、それと 2 期の部分には、今現在、徳島駅部に車両基地がございますので、その車両基地の移転というのも 2 期に含んでいるというふうに考えていただけたらと思います。

大西委員

今お答えを頂いたのでは、結局最後のところで、まだ 24 年の時の議論から、それをどこから施工していくのかということを検討するというようなことなんですけれども、それまだ決まっていなんでしょうか。新町川に架かっている鉄橋は少々高いんですが、あれはまた更に上げなきゃいけないだろうと思うんですよね。つまり、鉄橋の架け替えをするのか、しないのかということが、この 1 の問題は確実にそこがポイントだろうと思うんですよね。新町川の

鉄橋を架け替えて、更に高架の高さに持ってきた架け替えをするのであれば、それより南側を全部しなきゃいけないということです。その鉄橋を架け替えないんであったら、今のままであれば、それは今言われた徳島市道であるとか、県道のアンダーパスの部分とかいうのは、多分もうそれは触れない状態でないのかなという気がするんですよ。

だから、新町川の鉄橋というのはその1期の中に入って、架け替えるようになるんですか。それははっきり言ってください。だってもう25年度も終わりでしょ。今までずっと検討してきた、1年かそれ以上検討してきたのではないかと思うんで、それがちょっと決まっていなかったら、なかなか難しいなと思うんですけども、いかがですか。

九十九都市計画課長

新町川周辺の高架化というのには新町川の鉄橋も含んでおります。それで、今年度は本年の7月から施設管理者でありますJR四国と新町川の周辺の高架化について、検討案をまず我々から提示して、まずは平面線形とか縦断線形とか、高架構造の技術面から協議をしております。おっしゃるように新町川の橋梁、その部分の高架化を含める検討を進めておまして、従来の先行施工案にその部分を加えた検討をしております。

大西委員

それでは大体、新町川鉄橋を架け替えるということから始まって、1期はそれも含めてやるということですね。それで、新町川から南側は1期で施工するということなんですが、その1期の施工のときに次に問題になるのは、やっぱり26年度中にその1期の防災・減災のために先にやりましょうというような、それを1期として区分して先にやるということです。2期の都市計画決定をいつするのかということもまた問題なんだけど、せめて今分割して1期、2期と分けて1期を先にやると。

そうしたら、1期を今までの予定どおり26年度に都市計画決定をしなければ、もう本当に先延ばし先延ばしで、これはいつまでたっても、いつまで待てばできるのかというような感じになってしまいます。26年度中の都市計画決定は、決意としては絶対にやりますと知事も言ったわけですが、ただ具体的に、今でも、私が本会議で質問した時でもJRと徳島市と県と3者が協議中ですということで、その協議が決まった後で国とも再協議するわけですね。その上で案が決定して、都市計画決定に持ち込むということになるんですけども、そのJRと徳島市と県の3者の協議というのは、また本会議から2か月ほどたちましたけれども、あの時に協議中と言っていました、更に2か月たちましたけれども、今でも決まっていらないんですか。決まって協議が合意して、そしてこれでやりましょうというような案というのは決まっているんですか。

九十九都市計画課長

平成26年度の都市計画決定に向けたJR四国と徳島市との協議状況について少し御説明させていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、本年の7月にまず施設管

理者である J R 四国に対しまして、その新町川周辺の高架化について検討案を提示いたしまして、それでまず平面線形や縦断線形、それから高架の構造形式という、いわば技術面から協議を進めてまいりました。これがおおむねまとまってきたというようなことから、11月にはその検討案を徳島市にもお示しして御説明して、それで鉄道高架と交差する市道の影響ですとか高架下の活用など、まちづくりの観点というようなことから協議を進めております。

それとともに J R 四国とは技術的な面からもう一つ進んだといえますか、次に費用ですとか効果、それからスケジュールなんかの観点、事業面と仮に呼ばせていただきますと、そういう事業面の観点から協議を継続しているというような状況でございます。それから徳島市との協議でございますけれども、今申し上げたように、11月に検討案をお示しして御意見を聞いているというのと同時に、徳島市とは都市計画決定の手法についてちょっと課題となっておったわけでございますけれども、徳島駅部の高架を含む全体のスケジュールについても示してほしいというようなことでもございましたので、同じく11月にそのスケジュール案をお示ししまして、現在内部のほうで協議をいただいているところでございます。

それで、ちょっと振り返って申し上げますと、先ほど申し上げました新町川南側から冷田川の北側までの先行実施案につきましては、平成23年の11月に J R 四国には合意を頂いておるところでございます。ですから、その合意を基本といたしまして、現在の協議というものは新町川周辺の高架化を追加するというような協議でございまして、協議は継続中でございますけれども、進展してきている状況というようなことでもございます。それと徳島市との協議のほうですけれども、この先行実施案については都市計画決定についての合意というのはまだ達していないわけなんですけれども、事業の手順として1期の部分からやっていかなければならないという先行施工については、もともと賛同いただいているところでございますので、引き続き計画案の早期取りまとめに向けまして、徳島市や J R 四国と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

大西委員

よく分からなかったんですけれども、 J R 四国とはほぼ合意をして、費用とかその効果、今回、新町川周辺を追加するという効果であるとか、そういうことが最後にネックになっているということなのか。徳島市とは都市計画決定についてその手法が問題になっているとかいうことのようにも思いますが、ただ1期、2期に分けて1期を先行してやるということは、今最後に言われたように、徳島市は合意はしたんですね。合意はしてないんですか。何か合意したようなことを言うから、合意ができているんだったら次々進んだらいいのにと私は思ったんですけれども。

これが合意してないというんだったら、いつ合意できるんですか。26年度の都市計画決定から逆算したら、もう今年度中に市、 J R と合意できてないと、26年度中の都市計画決定はできないと私は思いますけども。26年度に3者の合意がずれ込んでも、それでもでき

ると思いますか。だから、この 3 者の合意というのは、それは決意になるかもしれませんが、結局だめでしたということもあるんかもしれませんが、25 年度中にこの 3 者の合意は県として必ず取りたいということで進めておられるのかどうか。それで、その見込みというか、見通しというか、あるいは 2 月議会の最終日でも結構ですけども、この県議会に御報告していただけるのか、そこら辺ちょっと見通しなんかを聞きたいと思います。

九十九都市計画課長

まず初めに、ちょっと私の説明が悪いのだと思いますけれども、JR との協議の状況と徳島市との全体スケジュールの状況をもう少し詳しく言わせていただきますと、JR との協議の進め方といたしましては、まずは平面線形ですとか縦断線形、それから高架構造などの技術面の協議をまずして、それが調べば次に費用とか効果とかスケジュールなど……（「何かぐちゃぐちゃに言っても分からないのよ、今どこが課題で」と言う者あり）

大西委員

経過はもう結構ですからね。経過は何ぼ聞いてもしようがないんですよ。どこまで合意できたかというよりも、あと何が合意するために残っているのか。そうしたら、この項目については二、三か月協議をしたら、あるいは JR とか徳島市のほうで協議をしていただいたら、それは解決できる問題であるとか、ないとかというね。それで残っている問題がこうで、それに対してあと 3 か月ぐらい見て、25 年度中には大丈夫ですよという。今までの経過説明をしていただかなくても、私は別に反対しているわけではないですから。要するにこれからどうやって 26 年度中の都市計画決定をしていくのかという趣旨で聞いているんですから、最初に申し上げたとおり。ですから、25 年度中に 3 者の合意をするためにはこの問題がありますと、そしてその問題に対しては大体今年度中に練って、そして合意に至ることは可能ですとか、そういうちょっと前向きなお答えをいただきたいんですけど。

九十九都市計画課長

JR 四国とは技術面の協議がおおむね成立して、費用や効果、スケジュールなどという事業面の協議が残っているということでございます。それから徳島市との協議については、徳島市は全体スケジュールにつきましては 1 期、2 期の手順で工事を進めるという手順についてはいいんですけども、都市計画決定については 1 期、2 期と分けずに、一括して都市計画決定をしてほしいというふうに聞いておりまして、もし 1 期を先に都市計画決定をするのであれば、2 期も含めた全体スケジュールを示してほしいというふうに徳島市のほうは申しておるわけでございまして、それで先ほど申しましたように、JR との計画案の協議のほうは技術面から進んできたというようなことで、徳島市に対して 11 月に入りまして、全体スケジュールについてもその詳細についてお示しをして、それでその協議を現在進めているというようなことでございます。こういう協議を進めてまいりまして、我々としては平成 26 年度の都市計画決定ができるように、しっかり着実にできるように取り組ん

でいきたいというふうに思っております。

大西委員

すっきり大体分かってきたんですけど、最後のところがやっぱり問題になる。徳島市は飽くまでも、その手順というのは実際に着工する手順という意味ですかね、その工事手順なんかはもう県の提示された 1 期、2 期方式で結構ですよ。だけど、徳島市としては鉄道高架計画をしている区域全体を 26 年度中に都市計画決定をしてくれというふうに言ってきてるんですね。今そういうふうに言われたように思うけど、答弁では。それだと、もうなかなか、これできるのかなと、本当に紆余曲折しているようなイメージがあるんだけど、それがまたちょっと曲がってしまったような、更に曲がってしまったような感じを受けますけど。もう時間も余りないんですけども、ちょっともう一回言っていただけますか。

九十九都市計画課長

徳島市のほうは一括して都市計画決定してほしいんですけども、その後もし分割して 1 期を先行都市計画決定するのであれば、2 期も含めた全体スケジュールを示してほしいというふうに市のほうは求めておりまして、ですから現在はその 2 期も含めた全体スケジュール案をお示しし、協議をさせていただいているという状況でございます。

大西委員

都市計画決定とは違いますと。1 期、2 期を含めた鉄道高架計画のある区間の全体のスケジュールというのを言っているんですか。そうしたら全体のスケジュールというのは、2 期は何年度に都市計画決定をして、そして 2 期の工事の着工は何年度にして、そして 2 期はいついつ完成しますよということまでも提示するということですかね。それは県として案を示されているんですね、じゃあ。それは正確に教えてください。

九十九都市計画課長

今、協議の状況というのはそういう内容を協議しているというようなことでございますけれども、ただまだちょっと県と市の両方で協議をしている状況でございますので、その中身についてはそれが詰まってきて、確定した状況でまた県議会のほうにもお示ししたいと思っておりますが、まだちょっとその中身自身については協議中でございますので、もう少し固まってから御答弁させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

大西委員

私なんか幾ら言っても、言ってくれないんだらうとは思いますが、私はとにかくこの市と J R で協議している内容が合意して、それから次に進むんだから、これがどう

なってますかと心配して聞いてるんですけども、それは今協議中で、実際は 1 期の都市計画決定の案は、既にさっき冒頭で言われたような防災・減災に資するような変更を入れて、JR にも提示し徳島市にも提示したと、大体それはいいですよという話になってるということですよ。ただ、徳島市としては何でうんと言わないのか、何で合意しましたのでこういう形でいきましょうと県のほうが発表できないかという、つまり JR も若干課題があるけども、徳島市のほうで 2 期もそのスケジュール案を示してくれと、県としてね、2 期は放ったらかしにするなど、こういうことですよ。それは私も同感です。それはもう当然そうしなきゃいけないと。

ただ、県が都市計画課のほうでそれを案としてまとめて、徳島市に提示しているなら、何も水面下で。この案を徳島市が賛同するかどうかという話なんだから。だってそれしかないんでしょう。だってそれよりもっと前倒ししてやってくれと徳島市が言ったとしてもできないでしょう。後にしてくれという話は恐らくないと思うんで、だったらその案しかないと思ってるんです。一生懸命、課長さんが頭をひねって悩んで悩んでして、この案を出そうということで出しているわけだから、それを徳島市が蹴飛ばしたら、そうしたらもうどん詰まりですよ。2 期は何年に都市計画決定、何年着工、何年に完成というぐらい、それは案があるんだって言ったっていいんじゃないかと私は思いますけどもね。

部長、もう時間もないようですから、最後でいいんですけど、鉄道高架はできなきゃ、私は本当に 1 期目からずっと賛成している立場としては、もういつまでかかっているのかと。反対している人もいるんかもしれませんが、反対している人からすれば、もうやめろという声がどんどん高まってくるんじゃないかという気がするんですよ。26 年度中の都市計画決定は、本会議でも申し上げましたように、最後のとりでというか、都市計画決定できなければ、私は本当にこれ頓挫するんじゃないかというような思いがあるんです。

皆さん方はそんなことありませんよ、27 年度になっても 28 年度になっても、それはできますよと思ってるのかもしれないけど、それであれば JR とか徳島市との 3 者の協議が、本当に今協議中で案を言えないというんだったら、せめてその決意でもいいですから、部長、決意でもいいから、2 期も一緒に県は責任を持ってちゃんと早いうちにやりたいということで、例えばせめて何年度ぐらいまでには全部 2 期もやりますというようなことをやっぱり言わないと、なかなか進まないんじゃないかなという、今の市との協議のこととか考えたら。それをやっぱり県議会でも意思表示してもらいたいなという気もするし、決意を述べてもらいたいなという気もするし、今現在 3 者の協議中だから何も言えませんというのではなくて、もうちょっと意気込みというかそういうものを見せてもらいたい、示してもらいたいなという気もしますので、この件について部長から何かありましたら、部長が責任者ということで、ちょっとこれについての総括的な御答弁をいただけたらと思います。

中内県土整備部長

鉄道高架は様々な事業効果のある事業でございます。早期効果の発現といったことで先

行施行案ということで今やっているところでございますので、そういったことで先ほど課長が申しましたように、三者協議を促進しながら、平成26年度の都市計画決定に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

森本委員

これ頂いたんで1点だけ。耐震化の計画が公共施設も含めて出てますけれども、公共施設は当然これ県の予算がかさんだら進むわけなんですけども、やっぱり個人住宅の目標も結局32年に100パーセントということになります。大変高齢化の中で老朽した住宅というのが、私の町内でもどんだん日を追って増えていっているような感じでありまして、こうした中で現状が64.9パーセント、目標、計画が32年に72パーセントだったんかな、それを一挙に100パーセントにする。これ当然のことなんですけども、県として個人住宅の耐震化率を上げることについて、これを100とした根拠と、どのような計画で県民に進めていくか。これ100パーセントと書くのは当たり前と思うんですけども、これがもう私は一番難しいんじゃないかと思います。

松田建築指導室長

現在、徳島県耐震化促進計画の見直しを行っているところでございますけれども、現在の計画ではお手元の資料のとおり、住宅につきましては倒壊のおそれのある住宅の耐震化を図るという表現をいたしておりまして、今回の計画の改定の中では、目標期間を平成32年度ということで5年間延長いたしておりますけれども、住宅に係る耐震化率の目標を100パーセントとして、今回計画を定めたいというふうに考えております。県の目標といたしまして南海トラフの巨大地震による死者ゼロを達成するためには、7月に公表されました徳島県被害想定におきましても、耐震化率100パーセントが図られることによって、人的な被害が3万1,300人から2万700人まで低減されるというようなこともございますので、県といたしましてはこれまでも住宅の耐震化を積極的に図ってきたところでございますが、100パーセントという高い目標を掲げて、今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このため昨年度以降、木造住宅の耐震化に関しましては戸別訪問、それから今年度からは耐震改修のリフォームコンシェルジュ事業などもお認めをいただきまして、ツールを増やして県民の方々に耐震改修に向けての働き掛けを強めているところでございますので、今後とも引き続きこういった施策を活用しまして、耐震改修の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

森本委員

計画はいいんですけど、これは当たり前のことです。一番はやっぱりお金の問題でありまして、例えば浦安に1度液状化の視察に行ったことがあるんですけど、浦安というのは非常に日本でも有数の豊かな町ですよ。住んでいる人たちも非常に金持ちが多い、サラ

リーマンでも年収 1,000 万円を超えている方が相当な割合を占めている。それでも液状化で家の傾きを直す補助金が大分付いたんですけれど、平均したら 100 万から 200 万円、200 万円近く付いたんかな、それでもグレードの差があって、本当は直すのに 500 万円ぐらい要るんだけど、もうローンがいっぱいいっぱいできないという方がほとんどで、一番安い補助金の範囲内で家を修復したという方がほとんどだったんですけれどもね。

耐震化で住宅を直す。これ平成32年って、今25年やから7年間でまた家が悪くなるんよね。今いけても7年の間に相当傷んでくる家もあるわけなんですよね。そうした中で高齢化も非常に進んでいる、高齢化ということは年金暮らしなんです。そこで果たして耐震化の工事がみんな個々にできるんかな。一体どのぐらいかかるんだろうな、100万円かかるんかな、300万円かかるんかな。それは100万や200万円でできませんよね、多分、築25年、30年の家は。そうした中で、今のお話だったら県は個別診断なんかをして、みんなしてほしいというだけだけど、一番の問題というのはやはりお金の問題でありまして、どうやってそれを工面するか。子供たちが親の家を直す、そういう場合ももちろんあるんでしょうけども、やはり老夫婦だけ、年寄り一人だけで住んでいる家というのは、厳しい家が相当あります。貧富の差によって危険度が違うというのは、私は本当に酷な話だなと思います。貧しいから圧死してしまった、こんな状況というのはやっぱりなくすように行政が、私は努力してあげなければならないと思っております。今現在この県内市町村、耐震化を進めるに当たってどのような公的な支援策というのがあるんですか。

松田建築指導室長

まず、耐震改修をしていただくためには、一番初めの手続といたしまして、耐震診断を実施していただく必要がございます。この耐震診断につきましては県下全24市町村で補助制度を用意していただいております。一般的には個人負担3,000円を御負担いただければ、耐震診断をしていただけることになっております。ただ、その中でも六つの市町におきましては、耐震診断についても無料化を図られたり、あるいは3,000円を1,500円にするといった対応をとっていただいているところもございます。

それから、木造住宅の耐震改修支援事業、これは本格改修と申しまして、住宅全体の耐震性を高めるということで、新耐震と同様の耐震性を確保するための補助制度でございますけれども、これも24市町村で全て補助制度を用意していただいております。県と市町村合わせて60万円の補助金となっております。また独自に市町村でそれに加えて、10万円から30万円の補助を実施していただいているところが十数市町村あったかと思っております。そういったことで、60万円から最高90万円までの補助が用意されているということになります。

あと平成23年度から簡易なリフォーム、住宅全部を耐震化するということはちょっと難しくても、例えばふだんお住まいの一部屋について改修するといったリフォーム制度を徳島県では用意いたしております。これにつきましては県が40万円の補助を行っております。なお、今年度からは全ての市町村におきまして、上乗せ補助を独自に10万円から50万

円実施していただいております。大きく申しますと、この三つの補助事業ということになります。

森本委員

60万から90万円なんですよ。だけど、診断をしていただいてリフォーム業者さんによく見てもらっている方がたくさんいるんですけども、やっぱり相当言われるんよね。250万かかります、300万かかりますと言われたら、やっぱりそれでやめてしまう方が非常に多いです、身近に聞いた話ではね。やっぱり60万から90万円では余りできないですよ。テレビのビフォーアフターみたいにする必要はないんですけども、大体ぱっと見てもらってもやっぱり200万から四、五百万円までかかるケースが多いわけなんで、補助金の場合相当まだ距離があると言わざるを得ないんで、やっぱり私はこれから5万円、10万円でも上乘せするような、厳しい財政状況の中ですけども、命を守るっていうのが一番の行政の果たす役目だし、そういう意味で少し県全体で財政的な措置を検討も頂きたいなと思います。

さっき言われたように、今進められておるのが例えば寝室、老夫婦の寝室だけの補強とか進められておりますけども、まだなかなかこれも取り組まれて、個人の方がそこまでいっていないケースが非常に多いんで、この点についてもやっぱりもう少し普及、啓発をして、何とか一部屋、寝室だけでも補助金の範囲内で行えるような策をとっていただきたい。これはもちろん収入によりますよ。何千万もある老夫婦にする必要もないし、やっぱり所得と関連性というものをきちっと調査をして、そういうふうな方策を一日も早くとっていただきたいなと思います。それがやっぱり行政の役目ではないかなと。公的事業も大切ですけど、やっぱり個人個人の命を守るという意味でも、これは非常に重大なことなんで、先ほど申しましたように、何とか助かる部屋を1軒に一つは作るような政策というのを進めてもらいたいし、やっぱり所得の関係についてもきちっと基準を作ってもらいたいなと思っております。いかがでしょうか。

松田建築指導室長

まず、木造住宅の耐震化の工事費についてでございますけれども、私ども昨年度末までに835戸の本格改修について補助を実施いたしておりまして、工事費について見ますと中間値、ちょうど高いほうからも低いほうからも真ん中になる方の工事費を見ますと145万円ということになっております。先ほど申しましたように、県、市町村からの補助金が60万円、それプラス市町村においてプラスアルファということになりますけれども、あと耐震改修促進税制等を御利用いただければ、おおむね半分程度の補助金になっているかとは考えております。

しかし、ただそうは申しまして、当然、耐震改修に伴いまして工事費がかなり必要となりますので、現在例えば耐震建具でありますとか耐震シェルター、そういった物でできるだけ工事費の低減を図って、たくさんの方に御利用を頂いて、耐震化を図ってまいりた

いというふうなことも考えておりますので、委員から御指摘のありましたように、積極的にそういった新たな工法等についても周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

森本委員

大変いろいろ県としても対応を調査していただいているということが今日の御答弁でよく分かりましたので、今後例えば建築業者とカリフォーム業者，こんな皆さんと勉強会なんかもして，いかに安価に安全な物ができるかということも，県の指導でやっていただきたいなとお願いをいたします。

笠井委員

私もお聞きしたいことがあるんですけども，県議になりまして一貫して，防災・減災対策ということで本会議の質問であるとか委員会の質問をしてみいました。ケンチョピアの不法係留とか，あるいは川内の江湖川の沈船・廃船処理の問題，こういうことを言ってきましたけども，あれ以来，ケンチョピアにおける不法係留はどのようになったのか，ちょっと教えてほしいんですけども。

池田運輸政策課長

ケンチョピアの不法係留につきましては，24年度からいろいろ指導をしております，今年になりまして180隻程度ありましたのが，全てに許可を与えておるという状況になっております。最近，中でも30隻ほどが係船料の滞納をしておりますけども，それも全て指導が終わりまして，今のところ順調に全部許可された状態で推移しております。

笠井委員

いろいろ反対されてる方もあったし，滞納してる方もあったけども，現在は全部係留費も払ってということなんで，非常に努力されたんだなと思っております。

それでは次に，沈船・廃船の件で川内の江湖川なんか非常にたくさんおるわけですね。特に都市部のそういう不法係留を追い出しますと，余り目立たない所に来るんですね，そういう方も。私もお願いして廃船処理をしてくださいということで，何隻かしてもらった経緯があるんですけども，廃船処理につきましてその後どういうふうなことになっているのか。江湖川だけじゃなくて県下一円でも結構ですので，分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

森河川振興課長

県下の河川におけます放置艇，特に沈廃船対策の状況でございます。県下の河川におきましては，平成22年度のプレジャーボート全国実態調査というのがございまして，その中で県が管理しております河川におきましては，プレジャーボート699隻が放置艇として確

認されております。そのうち、委員のほうから御質問がございました榎瀬江湖川については 242 隻が確認されております。そのほか、委員からお話がございましたけれども、例えば新町川などの徳島市周辺に放置艇が多いというところがございます。

その放置艇の対策の状況でございます。放置艇につきましては、まず原則的には放置艇の管理者を特定させていただきまして、その管理者の方に撤去していただくというのが大原則でございます。ただし放置艇を管理する者が不明であるというような場合も多々ございます。そういうものに対しましては、まず放置艇を発見した場合には、放置物件に対しまして警告書を貼り付けるなどの行政指導をした上で、放置艇の管理者が分からない場合には所定の手続を踏まえまして、沈廃船ということで県のほうが処理しているというのが実態でございます。その実態の数値的なものでございますけれども、県におきましてはここ数年間、毎年 2 隻あるいは 3 隻程度の沈廃船処理をしております、今後とも所定の手続を踏まえた上で、優先順位を決めながら放置艇の処理をしてまいりたいと考えております。

笠井委員

予算がないということでね、年間に二、三隻ということなんですけども、二、三隻ずつ処理しよったら、もっと不法投棄する船のほうが増えるんじゃないかと思うんですね。何で私がこういうことを聞いたかということ、昨日小松海岸の一斉清掃事業がありまして、私もこれにボランティアで参加したんですけども、実はその中の沖島の地区の人なんですけれども、榎瀬江湖川の黄金橋の上、吉野川タクシー辺りで今年の夏に事故があったということをお聞きしたんです。私、そんなんを聞いたんは初めてなんですけども、県のほうに事故があったやいう報告、あるいは何か連絡はありましたでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

森河川振興課長

今、委員のほうから御質問のございました榎瀬江湖川の黄金橋付近上流での事故ということでございますけれども、県のほうにおきましては事故の発生、あるいはそれに対して人的、物的被害があったというような報告はございません。

笠井委員

報告がないということは大した事故じゃなかったと思うんですね。ですからマスコミも取り上げなかったし、県への報告もしなかったのではないかと思います。多分、放置船のロープがティラーに引っ掛かったかなんかして、小さな事故だったんじゃないかと思うんです。

今聞いたら非常に江湖川の放置船・沈船が多いということなんですけども、なぜその人が私にそういうことを言うてきたかというのは、新町川を守る会の船が、撫養航路というのがあるんですが、撫養航路というのは新町川から出てきて吉野川を渡って、榎瀬江湖川

へ入って鍋川を通過して撫養へ行く、これに乗ったらしいんですね。ヴォルティスの J 1 昇格が決まって観光客も入ってくるだろうし、サポーターも入ってくるだろうと。そういう中でそういう人たちが、じゃあせっかく徳島に来たんだから、そういうのも利用しようか観光しようかということになったときに、事故が起こったら大変だなということで今回質問させてもらうことになったんですけども、今聞いたら非常に廃船・沈船が多いということになれば、観光客が見て、こんな環境の悪いあるいは危ない川をなぜもっときれいにしないのかということになるだろうかと思うんですね。ましてそのときに事故が起きれば、やっぱり徳島のイメージを下げってしまうことになるだろうかと思うんです。

そういうことになれば困るので、例えば防災・減災対策という項目でこういった沈船・廃船の処理ができないもんか、そういう費用でできないもんかと私は思うんですね。当然、沈船や廃船が非常にありますと、津波が来て船が民家に当たったりしたときに、大きな二次災害も起こすと思うんですけど、確かに県がお金がないというのは十分分かってますけども、こういう費用を使ってあの地区の整備というのはできないんでしょうか。

森河川振興課長

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、放置艇、沈廃船も含めてでございますけれども、これの対応、処置につきましては、その所有者の方にやっていただくということが大原則でございます。したがって、県におきまして例えば沈廃船の撤去を実施するというにつきましては、飽くまでも慎重にやるべきものと考えております。ただし、委員のほうからもお話がございましたけれども、例えば撫養航路として榎瀬江湖川を使っているというところがございますので、ほかの河川も含めまして、やはり緊急性、重要性の高い河川におきましては、放置艇対策、沈廃船対策につきまして所要の処理を取ってまいりたいと考えております。

笠井委員

確かに今おっしゃったように、勝手に人の財産を処分するというのはできないと思うんです。でもこれ、やっぱりもっと早急に力を入れてやらないと、さっき言ったように、たまる一方だと思うんですね。J リーグももうすぐ始まりますしね。そういうことで今質問した防災・減災の予算をこれに充てたらもっと処理がスムーズにいくし、処理数ももっと増えるんじゃないかと思うんです。これはいかがなんでしょうか。県単費ではなくて、そういう予算も使って処理をしていくということはどうでしょうか。

森河川振興課長

放置艇・沈廃船対策の処理費のお話でございます。基本的にこういう沈廃船・放置艇対策の処理につきましては、原則といたしまして維持管理費、県単費でございます。それでの執行とならざるを得ないという状況でございます。ただし県単費予算でございますけれども、その中でも特に県におきましては防災・減災に質の転換を図っているところでござい

ますので、委員のお話もございましたことを踏まえまして、予算の獲得に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

笠井委員

県単費用という、本当に県も厳しい財政の中でやっているのも非常に気持ちは分かるんですけども、やっぱり事故が起きてからでは遅いんで。特に先ほど言われましたように、非常に江湖川というのはみんなが隠れ家的に持ってくるんですね。やっぱりもっとパトロールして強烈に指導して行ってほしいな。特に来年からJリーグがということなんで余計に心配しているんです、地元の者としては。ということで努力しているというのは分かりますけども、もっとなお一層の努力をしてほしいなと思います。

黒崎委員

私のほうから、鳴門市内にあります県に関係がある施設のことについて、主に耐震性は大丈夫なのかという質問をさせていただきたいと思います。これは農林水産部の担当のところでございますが、鳴門の東部に里浦町という所がございます、そこは元来、川がないもんですから水が必要で、農地防災事業で板野から水を引っ張ってきて、九つのポンプ場と送水施設へしっかり水を頂いて、大根であったり、芋であったりというのを生産できている地域なんです。そこに、今も申し上げましたが九つの農地防災施設、貯水槽とポンプと送水管がございます。この施設は地震に対してどうなのか、耐震性はあるのかどうかということでございます。

この里浦町の東部は、非常に古いですが大手海岸にセメントで固めた堤防がございます。ところが、南部のほうは粟津港という港がございます、旧吉野川の河口部に当たります。そして神例造船という造船所があります。その南部のほうからは、実は満潮になれば水がほんの数十センチしか陸地部分との差がなくなるような状況もございます。仮に水が満潮になったときに地震が起こりまして、津波がそこから入ってきたというふうなことを想定しましたら、やっぱり相当な塩害があるだろうと、そのように想定するわけでございます。この塩害が起きたときに、どうしても真水でもって洗い流すということが必要になってこようかと想定はするんですが、そのときに農地防災事業で引っ張ってきたいろんな設備が役に立つかなと思うんです。震度6強という相当強いやつが県下相当広い範囲、特に海岸部分で今想定されておりますが、その施設はこれに十分耐え得るかどうか、これについて御質問いたします。

井筒農業基盤課長

ただいま御質問がありました土地改良施設、貯水槽であるとかポンプ、あるいは送水管、パイプライン、そういった物についての耐震設計についての御質問でございますが、土地改良施設の耐震設計につきましては、農林水産省の定めます設計基準等につきましては、それに基づいて設計を実施しているところでございます。その設計に当たりましては、被災

による二次災害の影響，あるいは被災による本来の機能に与える影響，それらを総合的に判断いたしまして，施設ごとに極めて重要度の高い施設，あるいは重要度の高い施設，あるいは被災の影響が少ない施設の三つの種類に区分して耐震設計を行っております。

具体的に申しますと，重要度が高い施設につきましては比較的頻度の高い中地震，いわゆるレベル1の地震動について検討する。さらに，重要度が極めて高い施設につきましては，更にまれな巨大地震，レベル2の地震動に対しての検討をするなどとなっております。なお，被災の影響が少ない施設については耐震設計を行わないというふうになっております。

黒崎委員

ですから，そのどれに該当するのかね。よく強を想定してますから，そのどれに該当するののかということが心配なわけございまして，一応，今説明はしてくれたんですけども，例えばL1なのかL2なのか，どれに該当しますかね。

井筒農業基盤課長

それぞれの施設はどういう震度に対応するかということでございますけれども，先ほど委員もおっしゃいましたように，この里浦地区には九つのファームポンド，水をためておく貯水槽，それとポンプ場，それとそれらの水を農地に送っていきますパイプラインの三つの施設がございます。

それぞれに先ほどの耐震設計の基準というのを当てはめてみますと，ファームポンド，貯水槽につきましては極めて重要度の高い施設として，レベル1の地震動に対しましては地震後は補修なしで使用可能である，さらに，レベル2の地震動に対しては構造物全体の崩壊が防止できるといった程度の耐震性能を有しております。また，液状化現象が発生する可能性があることから，地盤改良を行いまして液状化対策も行っているところでございます。

それから，ポンプ小屋につきましては施設の高さが5メートル以下ということで簡易な構造であることから，被災の影響は少ない施設ということで耐震設計は行ってございません。ただ，先ほどのファームポンドと同じように，地盤につきましては液状化の発生の可能性があるということから，地盤改良による液状化対策を行っております。

さらに，パイプラインにつきましては被災の影響が少ないということで，耐震設計は行ってございません。しかしながら，地震による被害を少しでも軽減するというので，設計とか施工に当たりまして，塩化ビニル管というので施工しておるわけですけども，地震の揺れに対してそういった物は伸縮性がある程度確保されるということで，継ぎ手の部分につきましても可とう性のある継ぎ手を利用するなどしております。また地震時に大きな力がかかる曲線部についても急激な曲げをしない，緩やかに曲げるといったような対策を行っているところでございます。

黒崎委員

県が担当するところ、国が担当するところはあると思うんですね。それについてはどのように区分けされておりますか。例えば貯水槽から各畑に流れていくのは県が担当しているんだとか、あるいは貯水槽の中に入ってくる注水のパイプに対しては国がやるんだ、あるいはその本体についても国がやるんだというふうなことについてのお伺いでございます。

井筒農業基盤課長

国と県の区分の違いですけれども、ただいま説明させていただきました貯水槽、そしてポンプ、そしてパイプラインにつきましては県のほうで施工を担当しまして、今言ったような耐震性の設計を行っているところでございます。

黒崎委員

今話を聞いてたら、耐震性についてはぎりぎりなんだろうなという感じがいたしました。相当な資本注入をして造った施設でもございますので、できるだけ今国のほうは耐震化・減災の予算も大いに組んでやるということでございますので、ぜひとも多くの方々、徳島の経済に影響するようなそういう施設に関しては、そういった予算も使ってできるだけ耐震化を進めていただきたい、このように思います。これについては、そういった予算取りみたいなこともお考えいただけるのでしょうか。それについてちょっとお話をお伺いしたいと思います。

峯本農村整備振興局長

吉野川下流域におけます農業用水の各種施設についての耐震改修の予算というふうなお話でございますが、県営事業でやりました、今課長が申しました里浦地区のような地区につきましても、県が設計基準に基づきまして、それぞれの必ず持つておかなければならない耐震性というものについて確保できるような設計をし、予算確保をし、施工しておるといふような状況でございます。

また国営事業につきましても当然、基準は必ず確保していただくということで、特に委員お話ございました地震後、津波によりましての農地の塩分を洗い流すというふうな、その早期の復旧・復興、早期の営農再開のためにどういふふうなことに力を入れなければならないかというふうなことで、我々、農業版BCPというものも作りまして、各種手当をしておるわけでございますが、やはりそこで互れきをのけた後の農地の除塩をするというふうなことにつきましても、きれいな水の確保というふうなものが第一でございます。ですから、国の事業のほうに向けましても、しっかりと地震後においてもその水が確保されるような施設設計、それからその設置ということにつきましても、県としてしっかりと国のほうへ申入れをやっておるところでございます。

黒崎委員

ぜひとも更に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それとあともう一点。ちょうど今日、稲塚さんが出てくれてるんで、教育委員会の施設について、事前に通告はしておりませんでしたけど、私が住んでおりますエリアに鳴門第一高校というのがございまして、今は鳴門渦潮高校の撫養校舎ということで使っております。私も以前に、鳴門渦潮高校になったときの宿舎の対応をどないするんなどというふうな質問もさせていただきまして、それに絡んでその耐震化のことも聞いたことはあるんですが、その校舎も平成26年に検討をして壊すのか、あるいは更に耐震化をするのか、あるいは売却するのか、そこら辺のことを考えるというふうに聞いたような気がいたします。教育委員会が持っている高校も県下一円あちこちにいっぱいあると思うんです。たまたま今、鳴門第一高校のことを聞こうとしてるんですが、鳴門第一高校については今後どのような計画で残っている校舎に対応なさるのかお伺いいたします。

稲塚施設整備課課長補佐

ただいま黒崎委員のほうから旧の鳴門第一高校、現鳴門渦潮高校の撫養キャンパスの跡地利用についての御質問を頂きました。平成26年度末をもちまして鳴門渦潮高校の撫養キャンパスは閉鎖ということになっておりまして、平成27年度からは現在の大津キャンパス、統合されまして大津キャンパスのほうで全生徒が学ぶようになります。それで御質問にありました撫養キャンパスの跡地についてなんですけれども、耐震性のない校舎もかなりございまして、北教室棟、南教室棟でありますとか、体育館、格技場といった建物については耐震性が確保されていない状況です。

それで、その後有効に活用するとしますと、耐震化ということが必要になってくるわけなんですけれども、耐震化につきましてはかなりの予算も必要となってまいりますし、誰がどのように跡地を活用するのかということが今現在のところとしては決まっていない状況でございます。これからもまたいろいろ教育委員会内あるいは県全体といたしましても検討を進めていくことになるかと思いますが、今現在のところは跡地をどうするかということについては、具体的な方針はまだ決まっておりません。

黒崎委員

決まっていないということでございます。今から検討されるというふうなことですよね。恐らくほとんどの校舎が鳴門第一高校の場合は耐震化ができていないと思いますので、耐震化するとなれば大変大きな予算がかかってくるかなと思います。いずれにしても、私がよく聞かれるのは、あの校舎を使わんのだったら地域の活動の拠点として使わせてくれへんとか、こんな話がよく出てきます。地元の方も何かに使えるんかなと、あの立派な形を見とったら、ちょっとぐらいの地震では心配がないだろうみたいな気持ちがあると思うんですが、やはりそこは耐震化をしっかりとっていないと無理でございますので、それは地元の方がおっしゃるとしても、やはり使えない物は使えない物として処分もするような方向性も大事だと思いますので、しっかりと検討を重ねていただきたいと思います。このよ

うな校舎が、例えば県内の高等学校の校舎に限定してみますが、何箇所かあると思うんですが、今何箇所ぐらいございますかね、このような条件の校舎が。

稲塚施設整備課課長補佐

御質問がございました耐震化ができていない学校に関して申し上げますと、県下で約50棟近く今現在、耐震化ができていない校舎がございます。その中でこれからも引き続き耐震化をいたしまして、耐震化が完了した後、引き続き使っていくという校舎もあるんですけれども、鳴門渦潮高校の撫養キャンパスでありますとか、吉野川高校の土成農場にあります校舎でありますとか、一部の校舎については廃止予定というふうな校舎もございます。

ただ、今現在、耐震化ができていないほとんどの校舎は耐震化をいたしまして、引き続き教室でありますとか実習棟でありますとか、そういうふうに有効に活用していく予定でございますけれども、閉鎖予定となっております学校と申しますのは鳴門渦潮高校の撫養キャンパスでございます。あとの学校につきましては引き続き存続してまいりますので、その跡地利用に関する検討が必要な学校と申しますと旧の鳴門第一高校であります。

黒崎委員

今のところ鳴門第一高校以外の所は有効利用していくというような方針ですね。せっかくある資産を有効利用もせないかんし、熟慮の結果、不要だと考えた所は、県の資産を売却して、流動資産に変えていかないかなという基本的なお考えがあるんだと思います。私はそれが間違っているとは思いません。検討を重ねていただいて、地元からのいろいろな要望も今から出てくるかもしれませんが、それはそれで十分検討していただけますことを要望申し上げまして質問を終わります。

西沢委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

西沢委員長

再開いたします。（13時03分）

古田委員

まず、今日御報告いただきました徳島県耐震改修促進計画の改定とパブリックコメントというふうなことで、裏面の耐震診断が義務付けとなる建築物ということで、要緊急安全確認大規模建築物、特定建築物のうち大規模なものについて耐震診断を実施して報告の義務ができたというふうなことです。特定建築物のことは表面に病院とか店舗とか小中学校などの避難弱者が利用する建築物、危険物を貯蔵する建築物というふうなことで詳しく書いてくださっているんですけれども、その3,959棟のうち、ここでいう耐震診断を実施して報告をしないとイケないというのは、あとどのくらい残されているのかという点をまず

はお聞きをしたいと思います。

松田建築指導室長

ただいま耐震改修促進計画の改定に係ります要緊急安全確認大規模建築物の棟数について御質問を頂きました。要緊急安全確認大規模建築物は特定建築物のうち延べ面積が、用途によって若干延べ面積の定めが違うんですけども、一般的に病院、店舗などですと、延べ面積が 5,000 平方メートル以上のものが、耐震診断が義務付けされるということになっておりまして、現在その最終的な詰めを行っているところでございますが、現在県下でおおむね 40 棟程度存在するものというふうに考えております。ただ、この 40 棟の中にはもう既に耐震診断も終わり、耐震改修も終わっているものも含んでの数字でございますが、全体として対象となるのが 40 棟程度というふうに見込んでおります。

古田委員

ここに書いています改定計画の 3,959 のうち、40 ということですか。

（「はい」と言う者あり）

そんな少ないのでよろしいんですか。そしたら、これを 27 年 12 月末までに診断して報告するということですね。

その次の要安全確認計画記載建築物ということでは、県が定める道路の沿道にある建築物のうち、倒壊した場合に道路幅員の 2 分の 1 以上を塞ぐおそれのある建築物ということで、路線名が五つ出されておりますけれども、これはどのくらいあるんでしょうか。路線ごとに何棟くらいというのが分かりましたら、教えていただけたらと思います。

松田建築指導室長

ただいまこの 5 路線につきまして、対象となる建築物の絞込みの作業を実施いたしておりますが、ちょっと路線別というのは御容赦いただければと思うんですけど、5 路線全体としては 470 棟程度が該当するものというふうに考えております。

古田委員

分かりました。そしたら、これは平成 33 年 3 月末までに報告するというふうなことで、計画的に進めていただきたいと思います。

続きまして、新町西再開発の問題で少し県の絡むところがございますので、お伺いをしたいと思います。徳島市のほうが出した、今現在はその準備組合というのが作られて、それを 3 月末までに本組合を設立しようというふうなことで、計画を進められているようですけども、都市再開発法の第 7 条の 12 で、「第 7 条の 9 第 1 項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第 1 種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない

い」というふうな条文になっておりまして、この本組合を設立するには道路とか公園とか船着き場、それから下水道、基本構想といったものについて、それぞれの管理者の同意が要するというふうなことが書かれているんですけども、県の場合は船着き場の浮き栈橋をこしらえるというふうな計画を市が作っているようですので、それが関係してくると思うんです。

3 月末までに同意をとというふうなことなんですけども、市はこの 1 月に事業計画案を策定して、そしてそれぞれの同意を得るというふうな計画みたいなんですけども、県としてはこの同意を求められるわけですけども、計画案が策定されて出てきて、それを 3 月末までに同意やいうことはできるんでしょうか。

森河川振興課長

今、委員のほうから新町西地区市街地再開発事業に係ります同意についての御質問でございます。新町西地区市街地再開発事業におきましては、事業開発区域内に隣接する新町川の一部が含まれることから、先ほど委員のほうからお話ございましたけれども、都市再開発法第 7 条の 12 に基づきます河川管理者の同意が必要となっております。河川管理者の同意につきましては、河川法並びに関連法に基づきまして同意をさせていただくわけでございますけれども、今現在におきましては、市のほうから事前の連絡はございますけれども、正式な同意についてのお話はございませんので、お話があった段階で適切に対応してまいりたいと考えております。

西沢委員長

一応は、ここは防災の関係ですので、それを踏まえて頭に入れて言うて下さいね。

古田委員

今お聞きをしたのはね、そういう計画が策定されて出てきたら、対応するというふうなことなんですけども、ここでのその同意というのが、どこまでのものか。それか、南海トラフ大地震でその津波被害想定などが出されましたけれども、浮き栈橋を造る、そういったことが被害想定に際して大きな問題にはならないのか。それとか液状化が起こる可能性がある、そういった調査というふうなものはしないのか。そういったことはどのようにお考えなんでしょうか。

森河川振興課長

都市再開発法の関係します河川管理者の同意でございますけれども、同意に当たりましては河川法並びに関連法令に基づきまして、治水上支障を与えないということ、あるいは周辺の河川管理施設などの施設に支障を及ぼさないことなどを判断基準として、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、委員のほうから先日県のほうから発表させていただきました被害想定についての

対応ということでございますけれども、河川管理者としての関係法令に基づく同意並びに今後の許可等々につきましては、L1 津波、おおむね 100 年から 150 年に一度の津波に対する対応ということで、河川管理施設の整備を進めてまいっております。それに同等の機能を有すれば足りると考えておりました、市におかれましてもそういうことを十分配慮の上、今後書類が上がってくるものと考えております。

古田委員

そういった物を造る場合に、あそこの造るっていう計画の所は、県が管理している新町川の一部ですね。その土壌がどういう状況であるとか、7メートルぐらいのくいを打ち込むみたいな、そういう計画もちょっと出てきているようではございますけれども、そういうのがその大きな津波に耐えることができるのか。そういったことは考慮されて適切に対応されると思いますけれども、そういった土壌の調査などは県がしなくてもいいんでしょうか。それはどんなんですか。

森河川振興課長

申請に当たります諸手続につきましては、まず今回、事業者と言っていいかどうか分かりませんが、今現在でおきますと県が協議させていただいております徳島市、あるいは今後組合になりますと組合のほうで詳細な設計をしていただくことになっております。その設計の中で十分安全性を確認した上で申請していただきまして、その上がってきた申請に対しまして、河川法並びに関係法令に基づきまして適切に処理してまいりたいと考えております。先ほどお話ございました土壌調査につきましても、当然詳細な設計の中で申請者のほうで検討していただけるものでないだろうかと考えております。

古田委員

市が作って上げてくる場合には、市のほうが土壌調査とかそういうものもして、そして計画を作ってくるというふうなことですか。

森河川振興課長

委員の御質問のとおりでございます。土質調査その他につきましては詳細な設計の中で申請者のほうが御検討いただけるものと考えております。

古田委員

申請がどういう形で上がってくるかちょっと分かりませんが、1月に策定をして上げてくるということですので、本当に安全性が確保できるのか、そういったものをきちんと対応していただきたいというふうに思います。

次に、午前中も鉄道高架事業の質問がありましたけれども、この防災・減災に資する鉄道高架事業の推進ということで、26年度に都市計画決定をするというふうな方向なんです

けれども、この26年度のいつ頃を予定されているのか。そして、都市計画決定しないと車両基地も言わない、それから先ほどのお話で1期、2期の全体計画も言わないというやり方ってというのは、やっぱりおかしいと思いますね。全体計画でこういう計画ですと、それから市南部に車両基地を持っていきますよというふうなことを言われるんですけども、住民の皆さんは、決定されてから言ってきたんではね、ほんなん困りますというふうにみんな思ったって、それを覆して、ほな都市計画決定をもう一回やり直してくださいというふうなことはなかなか難しいのではないですか。こういう計画ですと、市南部に車両基地を持っていくと言うなら、あそこら辺ってというのはまだまだ河川改修も多々羅川の場合できておりませんし、そういった所に車両基地を持ってきたのでは、ますます浸水が広がって困るという声も上がっているわけですから、ちゃんと決定をして、そしてきちんと住民に説明をしてからこういう話を進めるべきではないでしょうか。

九十九都市計画課長

まず、平成26年度のいつに都市計画決定をするのかということでございますけども、26年度内に都市計画決定をすることを目指しております。

それから、車両基地の計画を公表してから進めるべきではないのかというようなことでございますけども、これまでも申し上げてきたように、車両基地は徳島駅に今現在ございまして、平成20年度に車両基地を移転する方向性を決定し、平成21年の6月にはその候補地を絞り込んだところでございまして、現在の徳島駅にある車両基地については移転するというようなことで検討しておるわけでございます。鉄道の車両基地の計画に際しましては、現在行っております鉄道の輸送改善とか高速化など、鉄道の利用促進に向けた今後の取組ですとか、それから現在、構造とか協議を進めておりますけども、計画の規模とか構造に影響を与える諸課題を踏まえて、今後検討していくところでございまして、それらの計画が固まった適切な時期に、都市計画決定を行うことが妥当と考えておりますので、その計画が固まってから公表をさせていただきたいというふうに思っております。

古田委員

車両基地が造られようとしている市南部というのは、先ほども言ったように、今までも浸水の被害が出ている所ですし、これからは車両基地を大きく埋立てをして造れば、またますます被害が広がるというふうなことで、それから大変静かな所ですので、朝早くから夜遅くまで車両の入替えなどが行われれば平穩が壊されるというふうなことで、住民の皆さんは反対をされております。都市計画決定してから公表しますやいうのは、それは県や市や国の公共事業の進め方の最も悪いところだと思いますので、この鉄道高架に関しては県が主導で行う事業ですので、ぜひ県の姿勢をそのところは変えて、ちゃんと住民の理解を得ると。住民の皆さんの不安やはいっぱいあるわけですから、そういったことを解消できない限り、都市計画決定というのは私はすべきでないというふうに思いますので、その点は主張しておきたいと思います。

次に耐震化の問題で、先ほども学校などの耐震化を32年度には100パーセントにするというふうな計画が出されましたけれども、県立学校の場合は、今まで県が言ってこられたのは、27年度末までに100パーセントにするというふうなことであります。あと26年、27年と2年間ですので、残されているのは何棟あるのか、どのように進めていかれる予定なのか、お尋ねをしたいと思います。

稲塚施設整備課課長補佐

ただいま古田委員のほうから、県立学校施設におきまして耐震化が未完了の学校、これからの計画について御質問を頂きました。現在鋭意、各県立学校におきまして耐震化を進めておりますけれども、平成25年度末時点で耐震化未完了の学校につきましては9校の予定でございます。それで、9校で校舎とか実習棟とか教室棟とか、いろいろ棟があるんですけども、何棟が未完了かということにつきましては約50棟の予定でございます。そして50棟のうち、午前中にも御質問いただきましたように、鳴門渦潮高校の撫養キャンパス等の耐震化ができていない棟が6棟あるんですけども、この6棟に関しましては平成26年度末で廃止予定ということになっております。このような廃止予定の校舎もあるんですけども、残りの校舎につきましては、これから平成27年度末に向けて耐震化の完了に向けて努力していきたいと思っております。あと2年数箇月になったんですけども、急ピッチでやっております、その年度、年度におきまして補正予算とかも頂きまして一生懸命努力しております。平成27年度末100パーセントを目指しまして頑張りたいと思います。

古田委員

それぞれ市町村でも小中学校や幼稚園、保育所の耐震化なども頑張って進めていますけれども、県立学校、高校や特別支援学校というのは特に急いで市町村と協力をしていくとともに、100パーセントを目指すというふうなことでは、やっぱり県がリードして、それでこそ市町村とも協力できていけると思いますので、ぜひ計画的に進めていただきたいというふうに思います。

それと、前にもお尋ねをしたことがありますけれども、天井の落下防止ネットは災害のときに避難所になるような所、まずとりわけそういった所の天井の落下防止がどのくらいせないかんのか。それに対して何校はできているのか。そういったところをお尋ねをしたいと思います。

稲塚施設整備課課長補佐

徳島県におきましては、県立学校施設の体育館につきまして天井高が高く、地震時等に天井部材の落下があれば極めて危険であることから、また災害時の付近住民の方等の避難所ともなることから、天井材落下防止対策を県立学校避難所施設強化充実事業あるいは耐震改修事業の機会等を捉えまして、鋭意進めているところでございます。対策の内容とい

たしましては、落下防止のネットを天井の屋根、天井仕上げ面の直下に張るということで進めております。

それで、対象となる学校なんですけれども、県立学校につきましては高等学校の分校も含めまして35校、特別支援学校が11校、合計46校ございますけれども、天井材落下防止ネットにつきましては近年建築された新しい体育館を除きまして、県立学校32校の体育館を対象として進めているところでございます。御質問いただきました進捗状況なんですけれども、これまで対策が完了しております学校につきましては、城南高校、海部高校など8校で天井材落下防止ネットの施工が終わっております。今後も順次整備を進めまして、災害時の避難所ともなる体育館の安全性を高めてまいりたいと考えております。

古田委員

小中学校のほうの天井落下対策も分かりますでしょうか。

稲塚施設整備課課長補佐

小中学校につきましても非構造部材の耐震対策ということで、天井材でありますとか照明器具でありますとか、そういった対策を鋭意進めていっていておりますけれども、具体的なその天井ネットを幾ら張って、何校で張っておるかとかそういったデータは持ち合わせておりませんが、各市町村におきまして鋭意対策を進めていっていただいております。

古田委員

ガラスが割れるというふうなことも考えられるわけで、そのガラスフィルムの完了具合はいかがでしょうか。

稲塚施設整備課課長補佐

御質問いただきました窓ガラスの飛散防止フィルムなんですけれども、同じく体育館につきまして天井高が高く、アリーナの床仕上げ面から見ますと、窓というのは非常に上のほうにある場合が体育館については多うございますので、体育館を中心といたしまして、窓ガラスの飛散防止フィルムを県立学校につきまして今現在施工しております。

それで、窓ガラスの飛散防止フィルムの施工の対象の体育館の数なんですけれども、網入りガラスなど飛散するおそれの少ないガラスを使用している体育館を除きまして、県立学校41校の体育館を対象として実施しております。現在の進捗状況なんですけれども、城ノ内高校、徳島商業高校など11校で実施しております。今後も計画的に進めてまいりまして、平成30年度までには窓ガラスのフィルムにつきましても、対象となる体育館につきまして完了させたいと考えております。

古田委員

子供たちが日常生活する所ですし、また災害が起こったときには地域の皆さんの避難所となる所だと思いますので、ぜひ計画的に進めていただけたらと思います。

それと、その避難所などになる学校等の太陽光発電の設置、これは南海トラフの大地震の際には98パーセントぐらいですか、停電をしてしまうというふうな予想も出されていますが、それぞれの所で誘導灯などに太陽光発電、そういうのが設置されておれば有効に役立てると。そういうことで今現在、設置を進められていると思うんですけども、県立学校の場合どのくらいの学校に設置されているんでしょうか。小中学校のほうも分かりましたらお伺いできたらと思います。

稲塚施設整備課課長補佐

まず、県立学校施設についてですけれども、県立学校施設における太陽光発電装置の設置状況につきましては、平成22年度に徳島科学技術高校、貞光工業高校、海部高校の3校に太陽光発電装置を導入しております。また平成24年度の県立学校避難所施設強化充実事業におきまして、富岡東高校に蓄電池付きの太陽光発電装置を設置いたしまして、また既に設置済みでありました海部高校の太陽光発電装置に蓄電池を付加いたしたところです。さらに、現在改築工事等を実施しております盲・聾学校及び鳴門渦潮高校につきましても、蓄電池付きの太陽光発電装置を設置する予定としておりまして、盲・聾学校につきましては今年度末、鳴門渦潮高校の管理情報棟につきましては来年度末、平成26年度末に設置が完了する予定として今現在、事業を進めております。

次に、市町村立小中学校における状況でございますけれども、平成25年4月時点の数字でございますけれども、18市町村86校において太陽光発電装置が設置されております。小中学校におきましても太陽光発電装置の設置が進むように、市町村に対しましても国の補助制度や県の避難所機能強化の取組を周知いたしまして、また国に対しましても必要な国費の確保等に努めまして、県、市町村とも今後とも太陽光発電装置の設置を進めていきたいと考えております。

古田委員

お聞きをしますと、それぞれ高校などの場合は20キロワットとか15キロワットとかいったもので、なかなか経費もかかるということなんですけれども、これも子供たちへの環境の教育と併せて、ぜひ進めていただけたらと思います。御要望しておきたいと思います。

次に、原子力災害対策。前にも少しお尋ねをしたと思うんですけども、地域防災計画の中に原子力災害対策が盛り込まれて、そして四国電力などには今まで以上に強く情報の収集などができるというふうなことが言われているんですけども、私は何度も福島をのほう、南相馬市とか福島市のほうに支援に行かせていただいているんですけども、その中でモニタリング体制の整備というふうなことが、本当に必要だなというふうなことを強く思います。今、福島県のほうは道の駅とかいろんな所に簡易なそういう測定器が持ち込ま

れて、持っていくとすぐに計ってもらえるというふうな体制ができているんですけども、そういうモニタリングの体制で整備がその計画の中にも盛り込まれております。原子力災害事前対策の整備ということで、県もこのことは強く打ち出されておりますので、今の県の整備状況をお尋ねをしたいと思います。

楠本危機管理政策課長

御質問のありました原子力災害対策でございますが、地域防災計画に新たに大規模事故等災害対策編の中に原子力災害対策というのを新設したところでございまして、以前の委員会等でも御説明申し上げまして、四国電力とのそういった通報というのでも法的な防災計画の中に位置付けしたというような御説明をさせていただきました。その中でやはり検査体制ということで、東日本大震災が発生しまして福島事故が起こる前におきましては、特定の周辺施設とかいうところでもございましたが、全国的に放射性物質の検査体制の強化というのが図られておりまして、まず本県におきましては環境とか食品の安全面の分、それと支援に行ったりする場合の簡易の分といろいろあるんですが、まず環境の空間放射線量とか水道水とか、そういった環境放射線のモニタリング、それと食料関係、農産、畜産そういった物の検査というのは17台の検出器を使用しまして、測定しているところでございます。

検査機器の配備ですが、保健製薬環境センターには主に今現在は原子力規制庁から委託を受けまして貸与された放射能検出器を用いまして、大気とか水道等の環境放射線のモニタリング検査を実施しておりまして、平成24年3月から県内のきめ細かな監視を行うために、モニタリングポストを県内4か所、徳島市、鳴門市、美波町、三好市ということで4か所空間線量を測るためのモニタリングポストを設置しております。全国的な分というのはリアルタイムで全国のモニタリングポストがオンラインされていますので、いろんな全国の状況というのが結果は閲覧できることになっております。また食品等の検査でございますが、食肉衛生検査所におきましてゲルマニウム半導体検出器を1台、農林水産総合技術支援センターにサーベイメーター等の簡易検出器を4台配備して、食品の安全でありますとか、そういった監視体制、検査の体制を整えているところでございます。

古田委員

災害が起こったときには、やっぱりそれ以上の内部被曝をしないために、特に口に入る物の検査をしてほしいというのは、今回の例でも、すごい東日本大震災でも大きく広がったところでございますので、事前の対策整備というふうなことでここにも打ち出しておられますので、ぜひ進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、今現在この東日本大震災から県営住宅とか市町村の公営住宅などに避難されている方々がおいでだと思います。その人たちへの支援というのが重要だと思うんですけども、今どういう状況になっているのでしょうか。

松田建築指導室長

東日本大震災で被災されている方に対する県営住宅等の住宅の提供の状況についての御質問でございます。徳島県では東日本大震災の被災者の方々に安心して暮らしていただけるよう、県営住宅や市町村住宅あるいは民間住宅等を提供してきたところでございます。平成23年3月17日から募集を開始し、県営住宅、県職員住宅、市町村営住宅及び民間住宅を合わせまして、これまでに累計で33戸におきまして85人を受け入れてまいりました。現在7戸において14人の方が居住されており、このうち県営住宅につきましては5戸9人の方がお住まいになっております。

古田委員

支援の状況で、県が今まで33戸85人を受け入れてきたというふうなことです。徳島県の公営住宅などにおられる方々への家賃免除とか、そういうのはどういう状況になっていきますでしょうか、今後もそういった支援を続けていくべきだと思うんです。それと、原子力災害でこちらへもし来られている方でしたらね、もうふるさとにはなかなか戻れない、こちらで仕事もし、そして住み続けたいというふうな御希望の方もおいでるかと思えます。そうした方々への仕事とか住宅、このまま住んでいただけるのか、医療の問題とかいろんな避難者の方にとっては御要望があるかと思うんですけれども、そうしたことにしっかり対応をしていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

松田建築指導室長

県営住宅等におけます支援の状況についての御質問でございます。現在県営住宅及び県職員住宅にお住まいの方は入居から4年間無償にて入居していただくことが可能となっております。引き続き被災地の状態等を踏まえまして、住宅の提供等を行ってまいりたいと考えております。永住の御希望の方の件につきましてですが、現在県営住宅にお住まいの方で永住をしたいというふうな御希望のお話は特段伺っておりません。

古田委員

この地域防災計画の中の一番最後に、避難者の生活支援の継続と長期化への対応というふうなことで、県は避難者の多様なニーズ、特に生活、医療、雇用情報などを把握し、必要な支援を継続する、また避難期間が長期に及ぶ場合の住まいや就労の確保と避難者の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し必要な支援を行うというふうなことで計画の中でうたわれておりますので、今現在は永住したいという方はおられないようではありますが、いろんなそれぞれの入居者の方々のニーズをお聞きをして、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思います。その後も努力をしていただけると思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

楠本危機管理政策課長

原子力災害に限らずそういった長期避難に対して、福島だけでなく宮城におきましても東北で、今日もニュースで出ておりましたが、仮設住宅で長期化するとか、その場合にやはり地元へ帰りたいというのが一番になるんですが、なかなか帰れない所もありますので、そういった震災関連死というような悲惨なことが起こらないように、避難された方に対するケアというのをやはり継続してしっかりしていかなければならないということで、徳島県におきましても関西広域連合とか広域的な連携・協力もしながら、今後ともしっかりと支援してまいりたいと考えております。

古田委員

避難所の確保のこともうたわれておりますので、県内の方々、公営住宅に入りたいという方はたくさんおられるわけで、そういう人たちへの確保もしっかりしなければいけませんので、ぜひ県営住宅を増やすというような方向でも御検討いただきたいをお願いをして終わります。

岡本委員

本会議の質問で特に防災・減災に関する質問をいたしました。地震が発生して津波とか山崩れが起こったら、まず逃げないかんわな、じゃあ逃げるために道が整備されていますか、その道の先に確かな避難場所がありますかというようなことをテーマにして質問をしました。今こう見ると、ほとんどここにいる皆さんが答弁を書いていたので、明確に答弁いただいたことにまずは感謝を申し上げます。そのことについては速やかに形あるものとして、皆が分かるように実行してほしいなとお願いをしておきます。

さきの委員会で正木ダム、勝浦川は県管理河川では一番大きいんですが、そこにある正木ダムの地震の耐震照査というのをやっていたという話を頂きました。それはその後どうなって、もし調査が終わってれば、どういう結果であったのか教えてほしいなと思います。

片岡防災減災担当室長

正木ダムの耐震性の照査についての御質問でございます。この照査につきましては、国土交通省河川局より示されております大規模地震に対するダム耐震性能照査指針案により行ったところでございます。この指針は現在のところ試行段階ではございますが、レベル 2 地震動に対し照査を行うこととなっております。正木ダムにつきましては活断層で発生する地震あるいは海溝型地震の両タイプのモデルを複数設定いたしまして、ダムに影響の大きい上位 3 モデルについて構造物への解析を行っております。その結果につきましては、ダム本体は局部的な損傷を生じるおそれがあるものの、ダムの貯水機能が維持されるとともに、生じた損傷が修復可能な範囲にとどまるとの状況になっておりまして、この指針に基づく耐震性能が確保されております。

岡本委員

少々損壊があってもダムの貯水機能が失われることがないという答弁だったんで、ということは、それが崩れてずっと下流に水が来るってということはないというふうに理解していいですね。正木ダムはできた当初からずっと結構心配があって、山側とかいろんな所を抑えてくれて、じゃあダム本体はどうなのっていう時にやっていただいて、良かったなと思ってますが、そのことはしっかり伝えます。正直に言ってあのダム大丈夫ですかっていう方が勝浦，上勝，小松島，徳島の住民に多かったんです。そういう結果になったんですが、結果は結果として、これからもあのでっかいダムをいろんな形で見つめていって、守ってほしいなというふうに思います。

事前の委員会でも少し申し上げたんですが、今回の補正予算等々で今これ議運の委員長という立場で申し上げて皆さんにもお願いせんといかんですが、18日に議会運営委員会を開いて、その日にできたら各委員会で審査をしてほしいな、それで速やかに19日の本会議で議決ができたらいいなというふうに思っているんです。多分その予算規模は18日でないと発表しちゃいけないんですが、当初は120億から240億円ぐらいかなってずっと思ってきたんですが、いろいろあって、でも120億を下回ることはないのかなって思っています。この委員会でいつも思うんですが、じゃあそんなときに危機管理部っていうのは、どんな役割って言ったらいかんですが、要するに予算を持っていないでしょ。農林とか土木とかで、変な言い方やけど、今回の補正予算も注目はされているんだけど、予算的には多分危機管理部のほうには出てこんのかなという感じなんですけど、それはそれとして、これは危機管理部に聞いているんですよ。南海地震とか、いろんなことが危機管理部にあるんやけど、じゃあその補正予算について今回は防災・減災の補正予算なんだけど、言い方が難しいけど、どういう関わりっていうのかな、どういう立場で。たしか土日、県庁の方ずっと仕事されてましたよね、補正予算を作るのに。それって聞き方も難しいんだけど、どんな感じですかね、これ。

三宅危機管理部長

南海トラフ等を原因とする大きな災害の場合の危機管理体制の県全体の役割分担あるいはどのような進め方をすべきかという御質問であろうと思います。今、委員からお話がありましたように、危機管理部がいわゆるハード部門を含めた全体をトータルとしてコントロールしていくというのは、それは余りにも組織として困難な状況でございますので、それぞれ県土整備部あるいは農林水産部また各部局が対策として進められること、それを危機管理部が共にいろいろな状況も教えていただきながら、徳島県全体として県庁全体として県民の方々にいかに速やかに防災・減災対策を進めていくかという、ある意味取りまとめであり、またいろんな情報を各部にお伝えをし、情報を共有しながら県民の方々にいかに今の本県としてできる対策をお示ししていくか、そういう窓口的な役割が一番大きいのではないかと考えております。

ただ、それ以外にもそれぞれの各部局のハード整備のみならず、危機管理部として大事

なことは県民の方々あるいは地域の取組，そうした部局に偏らない取組について，これは危機管理部がやはり主体的にやっていかなければならないと思っております。そういうことで，非常に予算的な面でいろいろな議会からの御支援を頂いておりますけれども，今回は9月補正で「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業，これ1億円増額いただきました。そういうことで，市町村が進める，現在一生懸命やっております津波からの避難対策等への推進もしておりますし，また9月補正に合わせてシェイクアウト訓練というのをこれも補正予算で頂きました。そういったいろんな訓練を通じた県民の方々への啓発，それも危機管理部がこれは主体的にやらせていただいております。ですから，今後の予算等につきましても各部局のいろんな予算の状況も教えていただきながら，いかにそれぞれがうまくかみ合って，トータルとしての防災対策が進むかと，そういう面で危機管理部もできる限りのことをやっていきたいと考えております。

岡本委員

三宅部長のお話は大体分かるんです。分かるんだけど，さっきのお話のとおりいくと，いろんな土木とか農林のほうから教えていただきながらというような答弁があったんですが，確かに現状はそうなんですよね。現状はそうなんですけど，やっぱり県民から見て，ああこれは危機管理だと，危機管理部に言っていくじゃないですかね。そのことはやっぱり，例えばこれは農林とか，これは県土とかいうのを，しっかり聞いたことを強く訴えて。なかなか難しいんですよ，立場は分かっているから。難しいんですけど訴えて，やっぱりハード面だったら県土と農林で，分かりやすく言うと，危機管理部からこんな話があって，そのことは少々無理やったけど，危機管理部が言うからちゃんと県土，農林が予算化しましたよって，そんなふうになれば非常にいいんですけどね。

何かそううまくいかなのかなって思いながら，これ危機管理室だったかな，できた時からずっと思っているんですけどね。何かすごく強い部に危機管理部がなればいいなと思っているんです。これは議会の会長・幹事長会との関係もあるんですが，やっぱりそうならないかなって強く思っています，皆さんに聞いていただいているので，みんなが一緒になって，危機管理がしっかりできるような県庁であってほしいなって思っているんです。

こんなこともあってね，質問した中で，震災対策基金は私が提案したんで，あえて聞いて，今は30億円だけど，これって幾らまでいくのって知事に聞いた時に，知事から来年度中に50億円までいきますという答弁を頂いたんですが，それはそれで有り難いんですが，でもその時に質問したのは，各市町村でいろんな災害が起こったときに，市町村の財政が良いか悪いかでできないんじゃないから，そのお金を市町村支援に充ててほしいと言ったら，知事がそうしますと言ったんですよ。その後，市町村課に各市町村から，こんなんが起こったら，この金ってこんなんに使っていただけるんですかっていう問合せがいっぱいあるんです。そんなんで危機管理部にはありましたか。

楠本危機管理政策課長

まず、議会からも御支援いただきました震災対策基金、知事が両輪だと、条例とこれを実行する基金ということで、30億から50億円という目標を立てて、いざ発災したときの応急対策、復旧それと予防対策もということで基金目的をして、現在積立てをしているところなんです。それで、市町村のほうからは私ども市町村の要望というのはいろんな形で直接お聞きしたり、そういった要望に対してはお応えできるような予算というのを財政当局に対しても要求しておりますし、それと基金というのはどういうものかというのは問合せを受けたことはあります。ただ具体的な、こういった整備をするのかというのはちょっとないような状況で、多分ゼロ作戦の予算というのがいつまであるのかとか、継続してほしいとか、まだまだ避難場所の整備とかそういったものを大きくしたいということで、そういった御要望は聞いておりますし、その御要望を受けまして、部として重点的な対策ということで、当初予算もまた要求させていただくような予定で現在進めておるところでございます。

岡本委員

今、楠本さん言われたとおり、条例と基金をセットでということになってて、その二つの主役って本当は危機管理部でなきゃいけないんですよ。50億円っていうのは知事がよく英断をしてくださって良かったなと思ってますよ、財政上もちゃんと応えて。でも何でこの質問をしたかっていうと、50億では足りないんですが、その50億をいろんなことに使う。一番よくお分かりなんです、その基金でいくと基本的にひも付きじゃない、ひっかかりがない、何でもいけるっていうのが基金なんです。だから、そのためにしっかりいかなきゃいけないんですが、知事が答弁したように、市町村で何か支援にというときに、何かそこでも危機管理部の出番があつていいのかなと実は思っているんです。これはもう答弁いいですからね。これで終わりますけど。

少なくとも、県土整備部が地滑りとか海岸とかやるとき、農林水産部が治山とか耕地の地滑りとかやるとき、全部その省から、国でいうと霞が関から金が出るのよ。そのときって危機管理部は余り言えんのよ。これはおっしゃるとおり言えんのよ。でも、この50億に関しては私は言えると思っているんですよ。言えるというか、他に言えないですよ、ゼロ予算というのは別だから。だからお金でもって、危機管理部がいろんな県民から聞いた、市町村から聞いたことを形ある物にするんだったら、ここなんです。これ以上言いませんからね。頑張ってください。

長池委員

昨日、南部総合防災訓練ということで私も出席させていただきました。本当にまずはお疲れさまでございました。自衛隊、警察、消防をはじめとする公的な機関だけでなく、病院、日赤とか建設業協会とか、いろんな各スペシャリスト、四電の方だったりとか、そういった方が連携して作業されておる姿を見て、災害が起こったときっていうのは本当に多岐にわたるんだなというのを肌で感じました。これ9月のやつが台風か何かで延期にな

って12月の昨日になったということで、非常に寒かったです。ひなたでおったらぬくいんやけど、ほんまテントの中は寒かってね。風邪は引いてないんですが、昨日の夜ちょっとおなかを下しまして、これはやっぱり夏やとったらならんけども、12月にやったからこういうことになって、私思ったのは、12月に震災が起こったら寒さ対策っていうのはすごく大事なことなんだろうなというのを、昼間のひなたでおって寒かったわけですから、夜に避難所とかで、本当に東北で3.11の時は寒さに震えながらみんなで火を炊いて過ごしたという話も聞きますけれども、こういう寒さ対策というのは重要なんだろうなというのを感じまして、やっぱり夏より冬やったほうがある意味体験ができたなというふうに思っています。できれば夜とかもありかなとか思うんですが、各地の自治体の小規模なやつを夜やっていただけたらなと思います。本当にお疲れさまでございました。これは答弁を求めておるわけではなくて、本当に感じたことを言いました。

それで質問といいますか、ちょっと気になったことですが、今年7月と11月ですか、被害想定ということで第一次、第二次が南海トラフの巨大地震ということで出ております。それで、市民の方にやはり私も分かりやすく説明する責任がありますので、この数字がいっぱい並んでおる分厚い資料を読むとか見ておったんです。余りこんなことは言いたくないんですが、私、どうも小松島の数字がほかよりも悪いような気がしてならないような部分がありまして、何かね。余り自分のところを身びいきとか、変な言い方をしますが、ほういうんは言いたくないんですが、仕組みを知りたいということで、例えば死者が阿南よりも多いんですよ。阿南のほうが震源に近いのになとか思いながら、それと建物の倒壊も鳴門よりも多かったですりまして、そのあたりの被害の仕組みっていう、一次のほうでそういうんが出ておったんですが、説明しやすいように教えていただけたらと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、第一次被害想定でお示ししました人的被害、建物被害につきまして、小松島の被害が相対的に高いということにつきまして、その理由を説明させていただきます。

小松島市における死者数は5,000人で、市の人口の約12パーセントと大変大きい結果となっておりますが、このうち津波による死者数が4,500人、ちょうど9割を占めております。それで津波による死者がなぜ多いかといいますと、まず人口が集中する市街地が他の沿岸3市と比べまして海岸に近い所に立地しておるといったこと。この市街化区域の大部分が浸水しまして、浸水区域が平坦な地形でなお避難できる高台までの距離があるといったことが、多くの死者が想定されたという結果となっております。

また、小松島市における全壊棟数なんですけども、これが1万2,400棟で、そのうち揺れによるものが6,400棟、津波によるものが5,600棟となっております。揺れによる建物の被害が大きいといったことにつきましては、揺れが大きくなる軟弱な地盤の平野部が非常に多いといったことで、最大の震度7が計測されるエリアが県下の市町村で最も多い

6割を占めております。特に建物が集中する市街化区域の大部分が震度7といったことで、建物で甚大な被害が想定されたところであります。あわせて、津波に関しても市街化区域の大部分で2メートルを超える浸水が想定されておるといったことで、多くの建物が流出するといったことです。以上が小松島市で多くの被害が想定された主な要因であります。

長池委員

ほんなこと言うたら小松島に住まんようになるぞという声が聞こえてきましたが、これね、ほうなんですよ。真剣に考えると、まあ住まんほうがいいんだろなぐらいに思うんですが、でも人間というのは不思議なもので、どんだけ熱かろうが寒かろうが、やっぱり生まれ育った所が良いんですね。今、東北でも雪がごっつい降っています。我々から見ると、あんな所でなんでおるんだろうと思いますが、やっぱりそこがええんですね。ですから、それを私はとやかく言うつもりはないんですが、できるだけ今聞いたことを更に分かりやすく伝えていきたいと思えます。

それでもう一個、何か数字で変なのがあった。変なって言うたらおかしいんですが、この前出ました第二次被害想定の方で、小松島市の断水率が直後で98パーセント、水が出んというのがね。大体県内よう似ています。ただ、1か月後でも43パーセントって出とんですよ。これ抜群に徳島県の中で一番ですね、断水率。それと停電率のほうも1日後で県平均では72パーセントって出とんが、小松島だけ91パーセントで県下トップです。余り小松島がトップになることはないんですが、大体、電気やいうたら都市部は復旧するんが早いんかなというイメージがあったんですが、復旧が遅いということで、これもちょっと簡単に教えていただけたらなと思えます。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

第二次想定のリライフライン被害の小松島市における被害が甚大であるということについての理由を御説明させていただきます。まず上水道の断水被害、これには二つの要因があります。一つが停電により浄水場が直後に停止する被害、停電による浄水場の停止といった被害。それと水道の管種、管形別に排水路の延長に震度、液状化危険度あるいは地形地盤による補正を加えて管路被害というのを別に出しておりまして、この二つを足して断水率を計算しております。このうち小松島市の場合は、直後の停電の影響は他の市町村と同じなんですけども、他の市町村よりも震度が大きいといったことで、管路の被害の割合が大きく、この復旧に日時を要するため、1か月後の断水率も委員御指摘の43パーセントと非常に大きくなったところがございます。

続きまして、電力の被害につきましては三つの要因から計算をしております。一つ目が津波、火災により建物が全壊することによる停電。それから揺れに応じた電柱の折損率というのがありまして、それによって電柱が壊れた被害を求めた停電。それから三つ目が地震直後の発電所の一時停止、変電所における被害発生による停電という三つの要因から停電率を推計しております。直後の停電率は、委員御指摘のとおり、近隣の他の市や町と

同様の 100 パーセントとなっておりますけども、やはり上水道同様、小松島市は震度が大きいといったことで電柱の被害が大きく、この復旧に時間がかかるため 1 日後の停電率が高くなるという結果となっております。

長池委員

ありがとうございました。私は余り想定っていうのは実は気にしてないんです。というのは、東北で起きた震災のときに、想定に捕らわれて逃げ遅れた方とかいらっしやいますし、一般市民の方に想定をどんどん広げるというのは余り私自身は得策ではない、地震が起きたら身を守る、そしてすぐに逃げる、そういったことを繰り返し訓練やら啓蒙で広げていくというのが一番大事なんだろうなと思いますが、ただ、これ行政の場合はこういった基本となる想定を基に、じゃあどういった対策をしていくかというふうな話になるということだろうと思います。

ですので、この想定は飽くまでもそういった意味では非常に重要な役割を担うんだろうなという中で、先ほどのお答えの中に小松島は震度 7 の割合が多いっていうことで、そういった自然の力に対して、とやかく言えません。海に近い所にようけおるというのもしよがないんですが、地形とか自然による差は地域差があるのはしよがないと思っています。ただ、先ほど岡本委員もおっしゃったように、例えば行政の財政力による差ができるとか、そういうのは我々の努力次第というか、みんなで手を組んで事に当たれば解決する問題もあるんじゃないかなと思っています。

今回ちょっとそういった意味で被害の割合といいますか、何となく雰囲気、小松島は今のところ被害が甚大というふうに出ておりますので、ぜひ今後もそういった地域差がないといいますか、努力をしていただきたいと思っておるんですが、今後の小松島においてどういったこと、対策とかそういうのがもし考えられていましたら、お答えいただきたいなと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より小松島市の被害軽減に向けた取組といったことで、小松島市の特徴として震度 7 の強い揺れの区域が多いといったことが予想されますので、まずは建物の耐震化を着実に進めていただくということが重要であると考えております。建物の耐震化が進めば、人的被害だけでなくて発災後の避難者数あるいは瓦れきの発生量など、その他被害の軽減にも有効なものとなると考えております。また人口が集中する沿岸部におきましては、近くに高台が少ないといったことでございますので、避難距離が長く、津波による死者が多く発生しますので、こうした地区では避難施設の整備、避難ビルの指定など進めていくことが急務であります。あわせて、住民の皆様に対して津波からの早期避難に向けた普及・啓発を粘り強く行っていく必要があると考えております。

県といたしましては先般、津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定案をお示しさせていただきまして、その中で基準水位を参考にしまして、今後小松島市が実施しま

す避難施設の整備，避難ビルの指定につきましてしっかり支援してまいりたいと考えております。また，住宅など建物の耐震化，あるいは津波からの早期避難などに関しましては，県や市の取組のみならず，住民や自主防災組織の皆様の理解と協力なくしてなかなか進捗が上がるものではございませんので，引き続き市ともしっかり連携を取りまして，住民の皆様への啓発を進める中で被害軽減に向けた防災・減災対策を効果的に展開してまいりたいと考えております。

長池委員

済みません，もう小松島のことばかり聞きよったらいかんなと思いつつも，この想定地域差，またそういった市町村の差があるのをできるだけひどい所から当たっていくというのが，そうなんだろうなと思っておりますので，2月で一般質問する機会を与えていただいておりますので，しようかなとか思っておりますが，今後次第かなと思っております。

あと一つなんです，今朝の連ドラで「ごちそうさん」というのをやっておりまして，見ておる方は見ておると思っておりますが，先週の土曜日から今日の月曜日の朝にかけて，そのドラマの中で関東大震災が発生いたしました。うなずいてる人は見よんだらうなと思いつつも，うなずいてない人は何のこっちゃ分からんなんと。前回の「あまちゃん」は東北の震災がドラマの中で発生しました。今回の「ごちそうさん」という朝の連ドラでは関東大震災が発生して，多分次は昭和南海地震があるんかなとかも思いつつも。その中で当時は大正12年だったかな1923年，今から90年前の9月一日，皆さん御存じのとおり9月一日に発生した地震です。ドラマの中では大阪の場面で，大阪でもちょっと揺れていました。お，何か大きいのが来たぞみたいな，被害が大きく出ると感じる感じではなかったです。それで，すごく思ったのが，その時にその日は大阪は普通に暮らしておるんですね。次の日になって，どこが揺れたんだらうぐらいなもんです。やっと何か東京が壊滅的やぞという話に来て，慌ててみんなで支援物資を送らんかという話で，非常にこの当時は情報というのが全く今と違って時間差があって，時間がかかったんだらうなと思っております。今現在に換えてみると，地震の発生前に地震が来るぞという緊急地震速報が来るということで，90年たった今，随分技術が変わったんだなというのをドラマを見ながら思いました。

何でこんな言うんかという，12月二十日の情報伝達訓練のPRなんです，先日行われた県土整備委員会の中では，各部局に当日このシェイクアウト訓練，情報伝達訓練においてどういうふうな動きをするんですかという質問をさせていただきました。今日も他の部局がおりますので，農林水産部もおるし保健福祉部もおるんで。ただこれ事前に言っていないので，ここでは言いません，聞きませんが，昨日行われた南部総合防災訓練はいわゆるスペシャリストの方々が連携をいかにして，どういったふうな手順でということの訓練だったと思っておりますが，今のこの大事な極めて高い情報の社会の中で，少しでも早く地震を伝えることができるという世の中になっているんです。そこで，県を挙げて各携帯電話に伝達するという訓練が，今週の金曜日の2時ぐらいに行われるということですので，ぜひともこれは全庁挙げて取り組んでいただきたいなと思っております。これはもう要望です。

先週も金曜日と土曜日ですか、駅前とかフジグランでビラ配りをされたということを知りました。できるだけいろんな手法を使って、この訓練を良きものとして、県民の安心・安全につながるような形でこの訓練が行われたらなというふうに思っております。これも要望ですので、取りとめのない質問になりましたけれども、以上でございます。

西沢委員長

今いろいろ話がございますが、小松島は私やが余り知らんけど、もともとが海だったんだらうなということで、砂の底が地盤が非常に悪い、液状化しやすい。だから、一つは耐震化しても地盤が悪かったらどうなるんだらうなというのを聞きながら感じておりました。耐震化しても地盤が悪かったらちょっと傾くだけで済むのかな。そういう中でライフライン関係、水道とかそんなんも、液状化したら当然ながら中でかなりやられますから、そんな数箇所直しただけで済むような問題じゃないから、多分時間がかかるんかなと。避難場所がなかったら、先ほど避難ビルとかって言いましたけれども、そういう液状化も踏まえてしっかり建っておる物を選んで、そして空白地域はできるだけ公共的な物をそういう所に設置せざるを得ない。だだっ広くて避難場所がないので、そういうことも考えていかないかんのかなということを感じておりました。これは聞きません。こういうことを感じておりました。

それからもう一つ、ちょっと気になったのは、平成16年に台風で那賀奥のほうでかなり山がぼっさり来ましたよね。あとまだまだかなり大きな物が残っておると。それは手直しはしましたけども、私よく分からんのやけど、これは地震でいけるんですか。あの時は洪水、台風のための雨によって地滑りしたんは分かるんですけども、地滑りするということは傾いておるということですね、中は。そうでしょ。そうやなかったら地滑りしませんから。ということは、水がまず入らんようにあの大きな山をいろいろ細工したんでしょうけども、でも地震対策はしていないですよ。これは地震では滑ってきませんよね。

市原森林整備課長

非常に難しい問題なんですけど、徳島の場合はどちらかといいますと、やっぱり台風とか水害のほうを心配しながら山を治める、治水のほうが主体になっております。ただ、過去に地震で深層崩壊等も発生した事例もございます。ただ、そのあたりのメカニズム等につきましては十分解明もされていないというようなことでございますので、今の治山事業の山腹工あるいは治山ダム等々の設計等におきましては、そこまで十分反映されたものになっていないかもしれませんけれども、これからの整備におきましては、そういうようなことも念頭に置きながらやっていく必要がなかろうかと思っております。

西沢委員長

これは大きな問題ですよ。小さな所がどさっと来るだけでなく、あれはかなりばかでかかったですよ。だから雨で来るということは、地震でも来る可能性があるし、昭和

21年12月21日の南海地震以降、昭和30年の7月に那賀奥で直下型の大規模地震があったんですね。私もちょうどその時何歳かな、5歳ぐらいの時か。家の前の映画館に入っています、みんなが出てきたのを覚えています。その時だったんだろうなと思いますけども、南海地震とかの地震のときだけでなく、やっぱり後からの地震なんかも内陸部も関係ありますので、そういう大きな被害が起きるかもしれないような所、地滑り地域、そういうことはちゃんと確認というか、調査をしておくことが必要ではないのかなと思うんですけども、まずこれからお聞きします。

大和砂防防災課長

大規模な崩壊、深層崩壊と呼ばれている箇所かと思われます。深層崩壊箇所につきましては今年の9月、国土交通省から深層崩壊溪流レベル評価マップ、また深層崩壊の跡地密度マップという、全国的に見てどの辺りが崩れやすいとか、そういうふうな指針が出ております。そのうち本県は密度の4段階評価のうち、特に多いという地域が全国17県のひとつとされておりまして、特に徳島県は地形が急しゅんで地質がぜい弱ということで、深層崩壊が起りやすいという区域になっております。このため知事を先頭に国交省のほうに、そのメカニズムの解明とかそういうことで、やっていただきたいということで、今現在、四国山地砂防事務所のほうで調査、検討をさせていただいているところでございます。

西沢委員長

メカニズムじゃなくて、それはそれでいいんでしょうけども、現実的に地盤の中がこう傾いておったら、下が岩盤でね、その上に乗っておって、それが地震によって滑ってくるのは当たり前で、それが洪水によって滑ってきたんですから、やはりそこらあたりは中心的にそういう所はもっとボーリング調査なりして調べてみる、専門家を呼んで調べてみる必要があるかと思えます。国のほうに対してそういうお願いをするだけでなく、非常に危ない所は自らそういうことを。ようけありますから、なかなかしにくいけど、やはりポイントを絞って、やるべきことはやっていく必要があると思えます。これは今すぐこの中で、はいというわけにいかんやろうけど、十分検討してほしいと思えます。よろしく頼みます。

それから、先ほど岡本委員もちょっと言われましたけども、これ平成6年11月の定例会ですね、国会議員になった北岡先生が県議会議員を辞める時の最後の質問、よく覚えとんですよ。その時に総務のことかな、企画何とかいうのがあって、全ての部署を横断的に見てやるところだったんですけども、そのことを大いに批判したんです。要するに横を全部調整すると。

(「企画調整部」と言う者あり)

企画調整部って言うたな。調整する部なのに、いっつも調整できやらんやないかと。金がいっつもここにはないから、何にもできんやないかという話を、最後に大きな演説を打って辞めました。それを覚えている方いっぱいおると思う、まだこの中にもね。先ほど岡本

委員の話聞いててそれを思い出したんですよ。危機管理部というのは平成16年に知事の直轄ということでできましたよね。だからこの時もそのことを中心にして私、一般質問の時に言いました。知事の直轄にしとんはええんだけど、金は本当に回るの、ここへ来るのという話を私、一般質問したことがあります。

正に今、私やが懸念しとったように、危機管理部っていうのは金ないよね。縦割り行政そのもので、権限があってないかよく分からないけど、それが問題だって最初から言われておるんです。それがいつの間にやら横割りの部になっちゃって。知事直轄だったんです。そのために知事直轄だったんです。みんなにちゃんとお願い以上のものができるということで、知事直轄だったと私は思っておるんですけども、いつの間にやら部になって横に一並びと。一並びは構わんのですよ。でも、その中でいかに危機管理部がちゃんとみんなと調整して、本当に防災対策ができるのかということが岡本委員の一番の結論だとは思ってますよ。だから、そのためにちょっとはこの金を使えるんじゃないかという話だったと思いますけども、本当はその金だけでなく、みんなちゃんと話し合いをする中で本当の防災対策をやってほしいという思いだったんだと思いますけども、これ誰に聞けばいいんですか。各部長に聞きましょうか。まず、危機管理部と一緒にやってくれるという方向でおられる部長、言うてください。

まあいいや。今言うても無理があります。危機管理部のほうに何か言い訳したいなということだと思いますけども、私自身はそう思っているんです。どの県議会議員もね。やっぱりもっと事業ができる、本当に事業ができる危機管理部であってほしい。そのためには危機管理部でなくて周りの部全てがちゃんと応援態勢、協力態勢をとらないかと思えます。これはそれで終わっておきます。聞きながらそんなことを思っていました。

それで、私の言いたいことを言います、次は。私ちょうど1年前、平成24年の12月7日、防災対策特別委員会で言いました。度々言いましたけども本当に必要なんで言います。1週間ぐらい前ですかね、村上先生が海陽町の文化センターだったと思いますけども、私は行っていませんけども、明るる日の新聞によりますと、やはり地震が大きくなくても、大きい津波が来る可能性があるということを言及したことが新聞に載っておりました。私はずっと地震・津波の防災の記事を見ていますけども、初めてじゃないかな。村上先生にも前に言ったことがあります。どうしてこんなこと言わないのって大分前にも言ったことがありますけども、やっと初めて出てきたのかなと思います。

それで、この資料で調べてみよったら、私も度々言っていますけど、直近で丸1年前にそのことを取り上げております。ここで良い答えが出ていますけれども、そのとおりにやっていたらいいのかなと思いますけども、それを言ったら言い訳がかなり厳しいような状態なので、まずこれを置いておいて言います。そういう大きな地震がなくても、小さい地震又はほとんど感じない地震であったとしても、津波が来る確率はあるんですよ。私が思うのは、前の南海地震、東南海地震からはまだ六十数年なんですよ。過去、西暦六百八十何年からの歴史を見てみましたら、六十何年とかというのはまずないんですね。だからといって前回の地震は小さかったから、だからこそ早いだろうという中で今一生懸命

やっているのは事実です。東日本大震災が起こって、また阪神大震災なんか起こって、それが前触れだろうというようなことでの話もありますからね。それはそれで一生懸命やっている。

その事実は本当に素晴らしいことだと思うんですけども、3回、4回に1回ばかりかい地震が来る、大きな津波が来ると言われておるのは、こういう「ゆるゆる地震」がずっと滑ってする範囲までもが動いたんちゃうかなと私は思うんですよね。先ほど言いましたように、まだ六十何年ということは、下手しよったらそのずるずるずるだけが動く可能性が十分にあります。地震が小さくて津波がばかでかいのが来る可能性は、正に高まっていると私は思うんです。三連動が起こる以上にひょっとしたら確率が高いかもしれないぐらいだと思います。だからこそ、それに対する対策はちゃんとできておるんですかということ度を言っているけど、私が思うには何も表面上見えてきません。このままいって、津波が来るぞと言ってくれるんですか。津波速報はどうなっていますか。

竹岡南海地震防災課長

今、委員長のほうから、いわゆる「ゆるゆる地震」という、津波地震とも言われておりますけれども、大きな地殻変動が通常の地震より長い時間をかけて発生する、スロースリップと言われる現象で、有感となるような短周期の地震変動を大きく余り生じさせることなく、大きな津波を発生させまして、津波地震となるということでございます。これまでもこういった地震が起こったということが、最近いろんなところで報告されておりました、顕著な例としては1896年の明治三陸地震、それから1605年の慶長地震なんかも最近ではそれではないかという報告がなされておるところでございます。

現在の津波の警報のシステムでございますけれども、これは気象庁のほうから、津波による災害の発生が予想される場合には地震が発生してから約3分、日本近海で発生する一部の地震については最速2分程度を目標に津波警報、大津波警報又は津波注意報が発令されるところでございます。委員のほうから今質問がございました、緊急地震速報のように緊急にもっと早くできないのかということでございますけれども、現在の気象庁のシステムでは、津波を予測するには最初に地震の位置と規模を求め、次にその位置と規模から推定される津波の高さと到達時間を、津波予報データベースというシミュレーションで発表するというような形になっておりますので、緊急地震速報のようにいわゆるP波を感じて、S波が来る数秒から十数秒にかけて発表する形は、非常に技術的にまだ難しい面があるのではないかと思っております。

西沢委員長

じゃあ、和歌山沖とか今、室戸沖もやっていますけれども、和歌山沖は津波計の設置が完了しましたよね。DONETやったんか、何かネットを海底に、津波計のネットワークをやりましたよね。それで、海底の地震が起こった現場で津波を観測して、速報態勢で地震よりも早く津波警報というのは時間的には出せるんですね。地震も一緒か。地震もそこで

同時か。地震の発生と同時に津波の発生も分かるという仕組みになっていますよね。これは使わないということですか、気象庁は。これから室戸沖にも同じような海底のネット、津波計のネットをやろうとしていますけれども、地震計と、これも使わないということですか、今のは。和歌山県は完成していますよね、もう 2 年か 3 年前に。

楠本危機管理政策課長

津波の感知でございますが、ちょっと整理しますと、緊急地震速報というのは地震波の P 波という速いのが来ますので、事前に P 波という……（「海底地震計」と言う者あり）緊急地震速報みたいに事前に大きい揺れが来るよというのはまたちょっと仕組みが違ふと思います。津波の伝播速度と地震波の伝播速度が違うので、その仕組みというのは即使えないということですが、おっしゃったのは多分 D O N E T 1、D O N E T 2。徳島のほうで海陽町のほうには局舎を引き上げるような予定で、今 27 年度までで整備を進めているのが D O N E T 2 ということで、それと東南海地震用で三重県の尾鷲の所で D O N E T というのが整備されております。

そういったものは海底における実測の津波の発生した分とかの海底地震の調査をするようになっておりまして、完成した D O N E T 1 のデータというのは、気象庁にも既に情報として伝わるような仕組みにはなっておりますので、そういったのは活用していった、津波でありますとかそういった警報に有効に活用するという目的で整備はされておりますが、今の技術的には何秒のうちにとというようなのは、発生したのを感知してそのデータというのは光のやつで速いんですが、委員長がおっしゃるような部分については、発生場所にもよりますし、多分南海トラフ沿いであれば大きい揺れでなくて、ゆったりした揺れとかいうのがございますので、とにかく揺れが強くなかっても、揺れを感じたら逃げる。それと揺れを感じなかつても、そういった警報が出れば避難するということを啓発していくのを今のところやっております、そういった方向でございます。

西沢委員長

ということは、D O N E T は使わないということですね。要するに今は調査だけであって、それができているのに、あれは津波計を海底に設置して、直接その発生した所から情報を得て、それで津波警報を出す、津波の情報を出すということが大きな目的やったと私は思います。東日本大震災で大きな失敗をしました。でも、そうやからといって、その情報を国が抱えてそのまま出さないやいうことはあり得ません。あつてはならないことやと思います。

だから、もしそんなことがあつてはいかんで、やっぱり県からもそういう津波を感知したら、今言ったように。地震とは多少違うかもしれませんが、もともと津波を感知してそれを生かそうというのが津波計を設置した大きな理由ですから、何百億円もかけて。それでまた第 2 弾もやっています。今のことで言うんだつたら、第 1 弾も第 2 弾も国民はそれの情報を得られないということになるのかもしれないよ。ほんなばかなことないと思

います。だから、それらの情報を使ってください、国民に流してくださいと、それは声を上げて言わないかんのだと思いますけれども、いかがでしょうかね。

楠本危機管理政策課長

まず、委員長おっしゃるように、警報を出すというのは気象業法で気象庁になっております。これは法律で、気象庁のほうは D O N E T のデータというのも活用して、そういった警報を出すということと、それと和歌山県のほうでそのデータを警報というか、避難に使えないかということで今検討しておりますし、徳島県も和歌山県にも参りました。そういった情報もどういった方向で使っていけるのか。直接のデータだけでしたら、今そういった解析とかいうのも、まだこれからどうやっていくのか幾つも課題があります。それを住民の方の直接避難とかいうのに使えるまでに、どういったソフトとかというのが今課題になっておりますので、使わないというのではなくて、有効に使う手段とか、そういったものをいろんな関係の県とかとも相談しながら、徳島も検討しているところでございます。

西沢委員長

おかしいですね。各県がそれを出す出さないを決めるのと違いますよ。これは国がまず全国民に、当然ながら一つの県だけが影響するのと違いますから、ばっと広域に出すのが当たり前で、地震と一緒に。そんなのおかしいですよ。各県が決めたらいいことやいうんは。そうじゃないと思いますよ。国が決めて、地震と同じようにみんなに公表する。それはこの前、東日本大震災みたいに地震が起こった、その手前でまた地震が起こって、津波の変化が海底であったって、急に来よる途中で津波がどんとまた大きくなって、それによって津波の高さが数メートルやったんが何十メートルも来て、大失敗した。でも、失敗はあっても、それはその時の状況によって仕方ないと思います。地震が近くからどンドンどンドン起こるやいうことは想定外だったんでしょ。でも、本当はあり得る話ですよ、近くで起こったら周りがどンドン動くのは。だからといって、それを捉えて、おじることは絶対にまかりならんと私は思います。

得た情報は、まずは最新情報は流せるようにしておかないかと私は思うんです。どうも国のほうは腰がかなり引けとんじゃないかと、気象庁のほうは、そんな気がしてなりません。良い情報を出さない。これは研究やいうて、言っっては悪いですけども、室戸沖の海底 50 キロ、100 キロに大きくやったやつも、調査やいうて長いこと出しませんでしたよね。あれ教育的な調査やいうて。だから、ほんなことがあったら困るんですよ。今起こったらどうしますか。今そういう状況で、地震が小さくてでかい津波が起こった場合に、じゃあ出さないんですか。感知しても出さないんですか。そんなばかなことない。そのとき大きな問題になりますよ、感知しとったじゃないかって。研究するたって、100 パーセント研究してから出すんですか。今ある情報の中でできるだけそれをうまく利用するっていうのがやり方じゃないですか、何百億もかけて。それを県のほうも国に対して言えんやいうのもおかしい話ですよ。やっぱり出して下さいって私はそう言うべきだと。これは

県で考えることだというもんじゃありません。各県でほんなんを出す出さんを検討するもんじゃありません。

楠本危機管理政策課長

出すというのは、データというのは開示、公開されています。ただ、海底でそういうのが出たというのを受けて、どう住民の方に。まだそこまでの研究成果が、海底でどれぐらいの、ノイズもございまして、そういうのが出て、それで避難というのに結び付けるようなのが出せるのか、どう活用するか。そういった波形だけ出ても、どう防災上活用するかというような課題は残っております。データというのは当然、活用するように公表もされておりますので、それをどう活用するか。気象庁においてもそういったデータというのは活用してますし、先ほど委員長おっしゃったように、D O N E T だけでなく、GPS 波浪計のデータでありますとか、いろんなデータを活用していかに迅速に伝えるかというようなのはしていますし、県のほうもD O N E T を早期に整備するとかいうのも要望してまいったところでございます。

西沢委員長

精度を聞きます。海底の津波計というのは精度はどんなんですか。海底で津波を感知する。海面上でどんだけの精度を感知するんですか。

楠本危機管理政策課長

それを整備しているのはJ A M S T E C というところでございます。技術的なものなので、私がそこまでは知識もございませんが、海底で今どうシミュレーションするかというのは、海底で1センチなりを覚知したら、それをどのようにシミュレーション上、沿岸にするかというのが確立とかいうところがまだできていない。はっきりとした確立したものはまだない、今の私の知識ではないというような状況であると思います。

（「難しいて答弁できんじょ」と言う者あり）

西沢委員長

これは常識なんですよ。彼は知っておるんです。彼は常識で知っておるんです。海底の津波計というのは海面上で数ミリぐらいの単位で感知できます。数センチじゃなくて数ミリぐらいの単位で感知できます。それがこの前ね、1か所で感知し過ぎたんかどうかしらんけど、雑音を拾って大きな失敗をしましたね。海底の地震計か津波計かどっちかね、1か所で雑音を拾って。だから、そういうまだ技術的に100パーセントあるかないか、それは分かります。でも、せっかくごっつい数を設置して、そのネットがまだこれから研究せないかんやいう、そんな問題じゃないと思います。和歌山沖で設置されてもう何年になるんですか。3年ぐらいですか。最低2年はなりますね。2年以上だと思います。でも、そんな悠長にいつまでも研究しています、調査していますやいう問題と違います。このネッ

トをどういうふうにご利用するかやいうのは、ほないに何年もかかるやいうものっちゃうと思いますよ。

そういう雑音を拾ってみたり、近くで地震が起こって、そのために津波が変化してみたり、でもそれはそれとしても、報道の在り方というのは考えたらあると思いますよ。津波を感知しとんに全く言わなかったら、これこそ大問題になるし、いや出していますよ、ネットで調べたら分かりますよ、ほんなもん違いますよ。ネットでいつもずっと津波が発生するかどうか、ほんなん見ておれませんよ。そうでしょ。一般にだんと出すからこそ、それが避難になるんちゃいますか。だから、もっと国のほうに言ってほしいですね。どないか早くしなさいって。ほうやないと、今来たら大問題になりますよ、ゆるゆる地震が今来たらと思うんです。だから、どんどん声を大きく上げて、国に対しても言ってください。これはもう返事は聞きません。そういうことでお願いいたします。声を上げて言います。

報道機関ももうちょっとちゃんとしてよ。いっつも報道したこともないじゃないですか、ゆるゆるでも。違いますか。ちゃんと言うてくださいよ、声を上げて。このままじゃ本当に皆さん避難しませんよ。地震が小さくて逃げなさいやいうたって、とっておきます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり 1 件となっております。請願第 48 号の 3 「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

佐野教育長

①－ 1 各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は平成 23 年度末の約 86 パーセントから更に進捗し、平成 24 年度末では約 91 パーセントとなりました。国ではこれまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってきたところ、平成 25 年度につきましても当初予算において各市町村の要望に対応されたところです。

一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として平成 27 年度末の県立学校耐震化率 100 パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成 20 年度に創設し、平成 27 年度まで実施するなど現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

①－ 2 津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒が自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全

な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では学校防災管理マニュアルを全面改定し、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。学校においては学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

西沢委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、採択と継続に意見が分かれたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第48号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（14時50分）